

社会福祉法人夢工房 御中

# 調査報告書

(公表版)

平成28年10月17日

社会福祉法人夢工房 第三者委員会

委員長 藤 原 孝 洋

委 員 岡 本 俊 二

委 員 勝 木 洋 子

## 目 次

|                                               |    |
|-----------------------------------------------|----|
| 第1 第三者委員会の設置の経緯及び調査に関する事項 .....               | 4  |
| 1. 第三者委員会の設置に至る経緯.....                        | 4  |
| 2. 第三者委員会の構成 .....                            | 5  |
| 3. 調査目的 .....                                 | 5  |
| 4. 調査対象 .....                                 | 5  |
| 5. 調査の方法.....                                 | 6  |
| 6. 当委員会の活動経過 .....                            | 8  |
| 7. 調査の留意点等 .....                              | 9  |
| 第2 前提事実.....                                  | 10 |
| 1. 夢工房の法人概要.....                              | 10 |
| 2. 夢工房の沿革 .....                               | 11 |
| 3. 夢工房の組織構成.....                              | 12 |
| 第3 調査結果.....                                  | 14 |
| 1. 調査結果の概要 .....                              | 14 |
| 2. 問題の背景と動機.....                              | 15 |
| 3. 不正な会計処理について.....                           | 16 |
| I 簿外債務 .....                                  | 16 |
| II 給与等（架空），研修研究費，マンション居住経費負担等 .....           | 21 |
| III 補助金や委託契約との関係（補助金等受給に係わる典型的な手口，手法事例） ..... | 28 |
| IV 役員による私的流用等.....                            | 34 |
| V その他（行政監査等による）指摘項目他，本文中に指摘していない項目等一覧表..      | 40 |
| VI 会計関連事項における心証 .....                         | 42 |

|                                          |    |
|------------------------------------------|----|
| 4. ガバナンスの問題点について .....                   | 42 |
| 5. 関係者の法的責任について .....                    | 44 |
| I 簿外債務についての法人, 関係者の責任 .....              | 44 |
| II 給与等（架空）, 研修研究費, マンション居住経費負担等の責任 ..... | 47 |
| III 補助金や委託契約との関係 .....                   | 56 |
| IV 役員, 親族による私的流用による責任 .....              | 60 |
| V 理事, 理事会及び監事の管理責任 .....                 | 63 |
| 第4 原因分析 .....                            | 64 |
| 1. A一族による法人の私物化 .....                    | 64 |
| 2. 理事長の専横（ワンマン）に対する抑止力の欠如 .....          | 66 |
| 3. 非常勤理事を主体とする理事会の形骸化 .....              | 68 |
| 4. 利用者, 従業員の便宜を二の次とする利益至上主義 .....        | 69 |
| 5. 急激な拡大に伴う組織の疲弊 .....                   | 69 |
| 6. 職員のコンプライアンスに対する意識の欠如 .....            | 71 |
| 第5 再発防止のための提言 .....                      | 71 |
| 1. 理事長, 統括園長の退陣, 創業者一族の関与の排除 .....       | 71 |
| 2. 理事会の一新 .....                          | 73 |
| 3. 利用者本位の保育態勢の構築 .....                   | 73 |
| 4. 人材の育成 .....                           | 73 |
| 5. 従業員教育によるコンプライアンスの徹底 .....             | 74 |
| 6. 不正を指摘しやすい環境づくり .....                  | 74 |
| 第6 むすび .....                             | 75 |

# 調査報告書

## 第 1 第三者委員会の設置の経緯及び調査に関する事項

### 1. 第三者委員会の設置に至る経緯

#### (1) 行政による監査、特別監査の経過

平成 27 年 8 月の姫路市による社会福祉法人夢工房（以下、「夢工房」という。役員などと区別するために、単に、「法人」ということもある。）の定期監査や同年 9 月の特別監査等の結果、理事長実母の姫路保育園での架空勤務の疑惑が生じ、理事長義母の姫路保育園イーグレ分園（以下、単に「イーグレ分園」ということもある。）での架空勤務の事実が確認された。

さらに、平成 28 年 2 月に、兵庫県龍野健康福祉事務所が、夢工房が運営する特別養護老人ホームシスナブ御津（以下、「シスナブ御津」という。）へ立入り検査を行ったところ、理事長実母宅での家政婦の賃金を夢工房の職員給与として支払っている事実が確認された。

これらを受けて、兵庫県と姫路市が合同で、同年 5 月に、夢工房法人本部に特別監査を行ったところ、理事長の娘の家具、家電購入代金を、保育所の備品等に偽装して支出していたことも発覚した。

#### (2) 監査、及び特別監査の結果

前記の監査、特別監査で判明した疑惑などは、下記のとおりである。

##### ① 理事長実母の姫路保育園園長としての架空勤務疑惑

|               |            |
|---------------|------------|
| 平成 26 年度分について | 1 0 0 0 万円 |
|---------------|------------|

##### ② 理事長義母のイーグレ分園での架空勤務

|                             |            |
|-----------------------------|------------|
| 平成 22 年 4 月以降、平成 27 年 8 月まで | 1 2 0 0 万円 |
|-----------------------------|------------|

##### ③ 理事長実母宅の家政婦のシスナブ御津での架空勤務

|                             |          |
|-----------------------------|----------|
| 平成 22 年 9 月以降、平成 27 年 7 月まで | 3 8 0 万円 |
|-----------------------------|----------|

##### ④ 理事長娘宅の家具、家電製品を保育所の備品として購入

|          |
|----------|
| 1 7 0 万円 |
|----------|

|     |            |
|-----|------------|
| 合 計 | 2 7 5 0 万円 |
|-----|------------|

なお、姫路市の補助金（保育所所長設置加算）について、不正に取得しているとの指摘もあった。

#### (3) 第三者委員会の設置

そこで、兵庫県と姫路市は、不適正な経理の実態や原因の究明、及び夢工房のガバナンス等を早期に解明するとともに、責任の所在の追及、夢工房の受けた損害の回復、再発防止へ向けた取組み等を着実に実行していくため、夢工房に対し第三者による調査委員会を設置し、調査を行うよう指示した。

これを受け、平成28年6月24日、夢工房からの委任を受けて、第三者委員会（以下、「当委員会」という。）が設置された。

## 2. 第三者委員会の構成

当委員会の構成は、以下のとおりである。

委員長 藤原 孝洋（神戸中央法律事務所 弁護士）

委員 岡本 俊二（岡本俊二公認会計士事務所 公認会計士）

委員 勝木 洋子（神戸親和女子大学発達教育学部児童教育学科 教授）

なお、夢工房と各委員との間で、その独立性に影響を及ぼす関係や取引は存在しない。

## 3. 調査目的

当委員会の目的は、下記の通りである。

- ① 理事長等関係者への特別の利益供与に係る実態の把握、原因の究明
- ② 法人ないし関係行政庁の損害額の把握と回復措置及び責任の明確化に関すること
- ③ 今後取り組むべきガバナンス上の課題と再発防止に向けた方策の検討に関すること

## 4. 調査対象

### （1）調査対象事項

当委員会の調査対象は、夢工房の理事長等関係者への特別の利益供与などの不適切な会計処理である。もともと、設置目的を達成するために必要と認めたときは、調査の対象を広げることができることとした。

### （2）調査対象期間

当面の調査対象期間を、平成25年4月1日以降の不適正な会計処理としていたが、項目によっては、設置目的を達成するために必要と認め、調査対象期間を拡大している。

## 5. 調査の方法

### (1) 関係書類の確認，検証

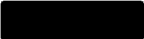
当委員会は、夢工房から、夢工房の定款、同施行細則、就業規則（36協定、給与規定、育児・介護休業規程その他の労働関係諸規定を含む。）、旅費規程、経理規程（夢工房の経理の基準にかかる規定）、役員報酬規程、クレジットカード取扱規程、専門資格の取得等に関する内規、個人情報管理規程、特定個人情報管理規程、公印規程、法令遵守業務管理規程、文書管理規程、管理規定（夢工房が設置運営する保育所、幼保連携型認定こども園の運営管理に係る規定）等の規約類の他、平成25年度以降の理事会の議事録、評議員会の議事録等の会議資料、一部職員（元職員も含む。）の雇用契約書、出勤簿、退職願などの契約書類、及び通帳、伝票、帳簿等の会計書類など、関係書類の提出を受け、調査した。

また、夢工房に対して、監査を行っている関係自治体のうち、兵庫県、姫路市、東京都、港区、目黒区、品川区、横浜市、及び豊中市に対してヒアリングを行い、それぞれより情報提供を受けている。自治体から提供を受けた書面などについては、原本の存在を確認して、相当な方法で入手されたものとして、調査、判断の材料として扱っている。

### (2) ヒアリング

当委員会は、夢工房の役員、職員、及び取引先から、当委員会の設立経緯、目的を説明した上で、下記のとおり、ヒアリングを行った。

#### ① 夢工房の役員

|       |                                                                                     |                                               |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|
| 理 事 長 | A                                                                                   | （評議員，以下，「理事長」ということがある。）                       |
| 理 事   | B                                                                                   | （評議員，全地区保育統括園長，夢花保育園園長<br>以下，「統括園長」ということがある。） |
| 理 事   |  | （評議員，代表代行）                                    |
| 監 事   | C                                                                                   |                                               |
| 監 事   | D                                                                                   |                                               |
| 評 議 員 | E                                                                                   | （元姫路保育園園長，元イーグレ分園園長）                          |

#### ② 夢工房の職員

（本部関係）

渉 外 部 長  
事 務 主 任  
主任保育士





F (産休中)

(姫路保育園関係)

園 長

(イーグレ分園園長兼務)

主任保育士

副主任保育士

副主任保育士

保 育 士

(パート職員)

保 育 士

(パート職員)

調 理 員

元主任保育士

(イーグレ分園関係)

副主任保育士

保 育 士

保 育 士

(パート)

元 職 員 G

(シスナブ御津関係)

元 職 員

(その他)

園 長

(高輪夢保育園所属)

園 長

(ひろまち保育園所属)

園 長

(よこはま夢保育園所属)

園 長

(日吉夢保育園所属)

園 長

(ゆめいろ保育園所属)

主任保育士

(元山手夢保育園所属)

主任保育士

(元山手夢保育園所属)

③ 取引先

ア サ ヒ ヤ

山陽百貨店

(経理課長)

バレンザ・ポー 新神戸店

(3) 専用メールアドレスの設置

そのほか、平成２８年７月１２日には、当委員会に対して、職員が直接に事情を通報できるように、専用メールアドレスを開設した。

## 6. 当委員会の活動経過

当委員会は、下記のとおり、開催した。

- ① 平２８． ６． ２４ 第１回第三者委員会
- ② 平２８． ７． ６ 第２回第三者委員会
- ③ 平２８． ７． １５ 第３回第三者委員会
- ④ 平２８． ７． １５ 第４回第三者委員会（ヒアリングを含む）
- ⑤ 平２８． ７． １８ 理事会出席
- ⑥ 平２８． ７． ２５ 園長会出席
- ⑦ 平２８． ７． ２６ 第５回第三者委員会（現地調査、ヒアリングを含む）
- ⑧ 平２８． ８． ４ 第６回第三者委員会（現地調査、ヒアリングを含む）
- ⑨ 平２８． ８． ６ 第７回第三者委員会
- ⑩ 平２８． ８． １６ 第８回第三者委員会（ヒアリングを含む）
- ⑪ 平２８． ８． １７ 第９回第三者委員会（ヒアリングを含む）
- ⑫ 平２８． ８． ２２ 第１０回第三者委員会（ヒアリングを含む）
- ⑬ 平２８． ８． ２９ 第１１回第三者委員会
- ⑭ 平２８． ９． ２ 第１２回第三者委員会
- ⑮ 平２８． ９． ７ 第１３回第三者委員会（ヒアリングを含む）
- ⑯ 平２８． ９． １４ 第１４回第三者委員会（ヒアリングを含む）
- ⑰ 平２８． ９． １５ 第１５回第三者委員会
- ⑱ 平２８． ９． ２８ 理事会出席
- ⑲ 平２８． ９． ３０ 第１６回第三者委員会（現地調査、ヒアリングを含む）
- ⑳ 平２８． １０． ３ 第１７回第三者委員会（ヒアリングを含む）
- ㉑ 平２８． １０． ５ 第１８回第三者委員会（ヒアリングを含む）
- ㉒ 平２８． １０． １０ 第１９回第三者委員会（ヒアリングを含む）
- ㉓ 平２８． １０． １１ 第２０回第三者委員会
- ㉔ 平２８． １０． １２ 第２１回第三者委員会
- ㉕ 平２８． １０． １４ 第２２回第三者委員会（ヒアリングを含む）
- ㉖ 平２８． １０． １５ 第２３回第三者委員会（ヒアリングを含む）

なお、上記は、委員のうち、２名以上が出席して開催した会合のみを記載したものである。

上記以外にも、各委員が、夢工房関係者からの聞き取りや書類の提出を受ける等、必要な調査を行ったうえで、当委員会に報告しており、当委員会の活動は、これらに限られない。

## 7. 調査の留意点等

### (1) 本報告書ご利用にあたっての留意事項

本報告書で対象となる不正は、「法律、規則及び基準（会計基準を含む。）並びに社会倫理からの逸脱行為」と定義することとする。一般的に用いられている用語としては違法行為を含む不正や不祥事に該当し、それをもって本報告書の対象となる不正とする。

読者によっては不正と不適切等との概念は異なるように解釈する向きもあるかもしれない。しかしながら本報告書では上述の通り、不正をやや広い概念で定義しているため、敢えて本文中では不正と不適切等の語彙の使い分けをしないことに留意されたい。

本報告書において不正流用ないし私的流用とは、対象となる不正により、夢工房の必要経費等に関連し、夢工房から理事長及びその親族等関係者のために支出ないし費消された金品等とする。

本報告書は、対象期間における対象会社で行われた一連の不正について、その事実と問題点を明らかにし、その結果を対象会社の理事会に報告することを目的としている。従って、本報告書を本件目的以外で利用する場合及び本件の関連当事者以外に開示する場合には、第三者委員会の承諾が必要になる。また、仮に開示を受けた関連当事者以外の第三者は、その目的の如何にかかわらず、報告書の複写、複製、引用又は改変等の行為をしないことに留意されたい。

### (2) 調査の前提条件

- ① 当委員会は、夢工房の一部役員からは後述する調査妨害とも思われる行為があり、必ずしも全役職員から誠意ある協力が得られたものと考えていない。当委員会は、あくまで夢工房役職員等の任意の協力が前提となるものであり、強制的な調査権限を有しているものではない。調査及び報告過程では、事実認定の確認が困難な状況で調査を進めざるを得ない状況であった。このため、当委員会の調査の結果が、過誤や逸失等を完全に免れ得るものではない。
- ② 調査の時間的制約等から、調査対象となる資料やヒアリング対象者は限定的である。なお、パソコン等の解析(Digital Forensic)は、関係者のパソコン等の利用状況の見積りに基づく効果、時間的制約、人的制約等の諸要素を衡量して、実施していない。
- ③ 本報告書のうち本稿に提示した情報は、本調査手続の過程において開示されたその他の情報と一貫性があるものと考えているが、当該情報の出处に関する信頼性の検証は行っていない。

いない。また、本調査手続は監査とは異なるため、夢工房から提供された情報の正確性、網羅性あるいは妥当性等について何らの証明を行うものではない（網羅性についていうと、例えば、前述の専用メールアドレスの設置は、夢工房の現状を知る手段として成果があったことは否定しないが、人間的な制約から寄せられた情報のすべてを検討できたわけではない。）

- ④ 本報告書に記載された内容が結果的に純資産に影響する事象もあると思われる。しかしながら、財務諸表等の基礎情報は夢工房から提示されたものをそのまま使用している。当委員会は③で記載したとおり、当該基礎情報に対する責任を一切負わない。記載された修正仕訳は本調査手続において特定された事象を個別に説明したものにとすぎず、修正すべき内容を網羅したものでも、金額の正確性を保証するものでもない。したがって、これらの修正により、適正な財務報告になることを保証するものでは一切無いことに留意されたい。

なお、本報告書の修正仕訳では、理事長一族に対する法人からの未収入金を計上するケースが多いが、その結果は剰余金のプラスになるものと理解されてはいけない。仮に一族が全てを認め、速やかに全額返金されればプラスになることもあり得るが、ほとんどは貸倒引当金で相殺すべきものと理解されたい。

（注）第3の3. Iの簿外債務の項目で示した仕訳は簿外債務を修正計上するために直接的に剰余金のマイナスになるものであることから、特に貸倒引当金を明示した仕訳としている。ここでの貸倒引当金繰入は寄付金受贈益取消の意味を含む。

- ⑤ 事実認定は、開示された資料等に基づいて行っており、これ以外の資料等が存在し、新たな事実関係が発覚した場合には、当該事実認定は変更されることがある。

## 第2 前提事実

### 1. 夢工房の法人概要

夢工房は、第1種社会福祉事業（特別養護老人ホームの経営など）、第2種社会福祉事業（保育所、幼保連携型認定こども園の経営など）の目的で設立された社会福祉法人である。

夢工房から提供された法人組織図によると夢工房の組織は、介護事業部門、保育事業部門、法人本部に分けられる。

介護事業部門は、特別養護老人ホームシスナブ御津、シスナブ御津デイサービスセンター、シスナブ御津ショートステイ、シスナブ御津居宅介護事業所、マリナグリーン御津（ケアハウス）（いずれも、たつの市）などの施設で構成される。

保育事業部門は、姫路保育園、同イーグレ分園（いずれも姫路市）、幼保連携型認定こども園夢、同分園（いずれも神戸市）、山手夢保育園、浜風夢保育園、夢咲保育園（いずれも芦屋市）、西宮夢保育園、西北夢保育園、のぞみ夢保育園、つばみ夢保育園、夙川夢保育園（いずれも西宮市）、夢の園保育園（尼崎市）、夢の鳥保育園（豊中市）、桜保育園、紅葉

夢保育園（いずれも箕面市），保育所型認定こども園下鴨夢保育園（京都市），美ら夢保育園（那覇市），よこはま夢保育園，日吉夢保育園，ゆめいろ保育園（いずれも横浜市），夢花保育園，夢花広場（いずれも東京都目黒区），高輪夢保育園（東京都港区），品川区立ひろまち保育園（東京都品川区），幼保連携型認定こども園さつぽろ夢，幼保連携型認定こども園しらゆき夢（いずれも札幌市）などの施設で構成される。

## 2. 夢工房の沿革

夢工房の沿革は，添付別紙のとおりである。

昭和22年7月に姫路保育園として事業が開始された後，昭和42年7月には，社会福祉法人姫路保育園を設立した。その後，平成7年11月には，厚生省駅型保育モデル事業として，駅前姫路保育園を，平成9年10月には，特別養護老人ホームシスナブ御津などを設置し，保育園の設置運営から事業を拡大させ，平成13年4月に，名称を現在の社会福祉法人夢工房に変更している。

その後，現理事長が平成15年4月に専務理事に就任したあと，下記のとおり，新園開園を続けている。

|       |                                                    |
|-------|----------------------------------------------------|
| 平成16年 | 幼保連携型認定こども園夢，同分園，夢の園保育園の3園                         |
| 平成17年 | 夢の鳥保育園，浜風夢保育園の2園                                   |
| 平成18年 | よこはま夢保育園（関東地区での，最初の開園）                             |
| 平成19年 | 山手夢保育園，西宮夢保育園，日吉西夢保育園の3園<br>駅前姫路保育園を姫路保育園イーグレ分園が承継 |
| 平成20年 | 桜保育園，西北保育園の2園                                      |
| 平成21年 | 夙川夢保育園，夢咲保育園の2園                                    |
| 平成23年 | 夢花保育園                                              |
| 平成24年 | のぞみ夢保育園，桜夢保育園分園の2園                                 |
| 平成25年 | 幼保連携型認定こども園しらゆき夢，つばみ夢保育園の2園                        |
| 平成26年 | 高輪夢保育園，紅葉夢保育園，院内保育園の3園                             |
| 平成27年 | 保育所型認定こども園下鴨夢<br>日吉西保育園を日吉保育園に改名                   |
| 平成28年 | ひろまち保育園の運営委託<br>美ら夢保育園                             |

以上のとおり，平成16年以降，毎年，保育園を開園しており，運営する保育施設の数，全部で25に及ぶ（他に，定期利用保育施設として，夢花広場がある。）。

ただ，平成29年に開園予定として，夢工房が，芦屋市立浜風幼稚園敷地における幼保連

携型認定こども園の運営事業者として選定されていたが、本件の不適正経理の影響を受けて、この選定を辞退した（その結果、当該幼保連携型認定こども園の開園は、平成30年に延期される見込みのようである。）。また、同じく平成29年の開園予定で、横浜市鶴見区で、横浜市が借り上げた、神奈川県有地で（仮称）市場下町方面保育園を新設する予定であったが、これについても取りやめを発表している。その結果、平成29年に、新たな開園予定はない。

また、5年契約であったひろまち保育園の委託契約についても、わずか1年しか経っていないが、平成28年度末で解約される予定である。その結果、次年度は、運営施設が減少することとなる。

### 3. 夢工房の組織構成

#### (1) 組織構成

介護事業部門は、人事処遇グレードで施設管理職（マネージャー）である施設長、副施設長（いずれも、就業規則上の管理職員）が、部門指導職（リーダー。ただし、就業規則、給与規程では、部門管理職よりも格下の中間指導職とされる。）である相談員、ケアマネージャー（ただし、いずれも、就業規則上では管理職員ではない。）が設置されている。

保育事業部門は、人事処遇グレードで法人管理職（グランドマネージャー）である全地区保育統括園長（以下、統括園長という。）が設置され、夢工房が運営する保育園・認定こども園全般を監督する職務にあっている。各園には、施設管理職である園長が、部門指導職（ただし、就業規則、給与規程では、部門管理職。以下、同じ。）である主任保育士が設置される。また、各園ごとではないが、部門指導職である主任栄養士が設置されている（いずれも、就業規則上の管理職員）。

法人本部には、人事処遇グレードで施設管理職である渉外部長が、部門指導職である事務主任（ただし、いずれも就業規則上では管理職員ではない。）が設置されている。

なお、就業規則、給与規程に規程されている総務部長、管理運営規程に規定されている全施設統括園長、地区統括園長は、現在設置されていない。

#### (2) 役員構成

ア 定款では、法人に、理事8名、監事2名を置き、理事の互選により、理事長を選任することとされている。役員の任期は、2年で、再任は妨げない。

また、理事長の指名により、理事の中から、専務理事を選任することができる。現理事長が、平成15年からその職にあったが、平成25年に理事長に選任されて、専務理事を退任して以来、選任されていない。

定款施行細則４条で理事会の議決事項が規定されているが、同細則別表１の事項については、理事長、及び専務理事は、理事会の議決を待たず、専決することができる点で、より大きな権限を有しているといえる。

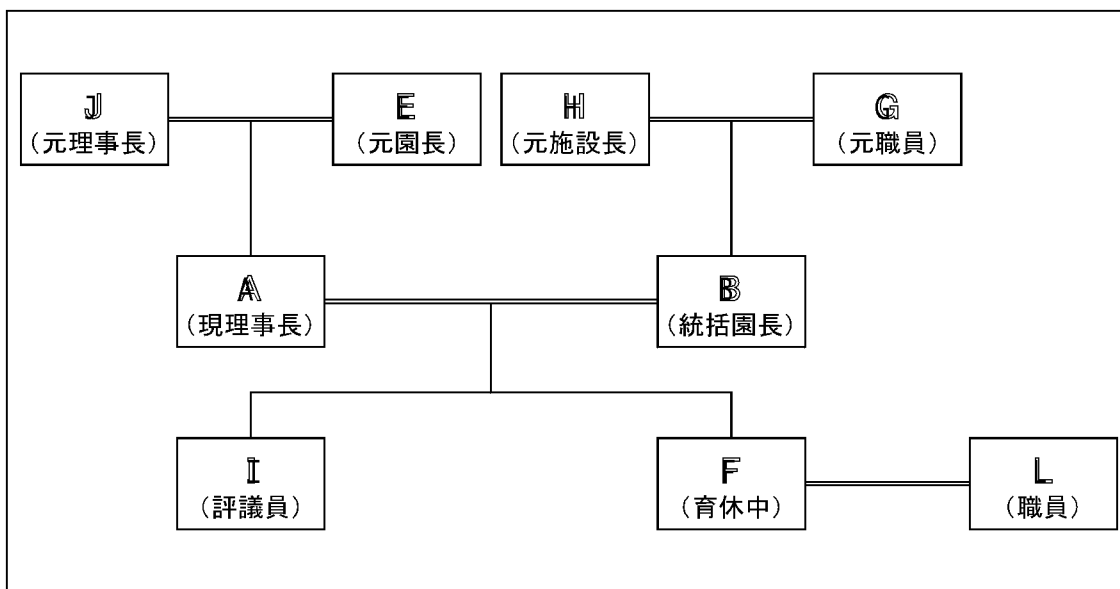
イ 現理事長のＡは、大学卒業直後の昭和５６年４月に名称変更前の社会福祉法人姫路保育園に入職し、平成９年１０月には特別養護老人ホームシスナブ御津の施設長に就任した。平成１５年４月には専務理事の職に就き、平成２５年１２月に、実父である前理事長の逝去に伴い、理事長に就任した。

現理事であり、統括園長であり、現理事長の配偶者であるＢは、昭和５８年４月に名称変更前の社会福祉法人姫路保育園に入職し、平成９年１０月には駅前姫路保育園（現在の姫路保育園イーグレ分園の前身）園長に、平成１６年４月には夢保育園園長に、平成１８年６月からよこはま夢保育園の園長に、平成２１年４月にゆめいろ保育園園長に、同じく平成２１年４月に夢花保育園園長に、平成２６年４月に高輪夢保育園園長に就任し、翌平成２７年４月に再度、夢花保育園園長に復帰した。平成２５年１２月に、義父である前理事長の理事職を補充する形で、理事に選任された。

そのほか、現理事長の義父であり、統括園長の実父であるＨは、平成１６年からシスナブ御津の施設長を務め、現理事長の実母であるＥは、昭和４６年５月から社会福祉法人姫路保育園姫路保育園園長（現在の夢工房姫路保育園園長）に就任し、かつ、平成１０年３月から評議員に選任されている。

また、現理事長の息子のＩは、平成２５年１２月から評議員を務めている。

Ａ一族の夢工房との、関与の状況は、下記のとおりである。



ウ 現在の理事は、理事長、統括園長の他に、6名の選任がある。

これらの理事のうち3名は、別の社会福祉法人の理事長であり、1名は特別養護老人ホームの施設長の立場にあり、夢工房と同業の他社となる。就任の時期が一番早い理事は昭和58年5月に選任されており、最も遅い者でも平成19年5月に選任されている。

エ 現在の監事は、2名の選任がある。いずれも平成10年3月に選任されて以来、現在に至っている。D監事は、会計事務所の代表を務め（ただし、税理士などの専門職の資格があるわけではない。）、会計の監査などを中心に、保育園や特別養護老人ホームも運営も行っているC監事は、業務監査を中心に分担していた。

### 第3 調査結果

#### 1. 調査結果の概要

夢工房は介護事業部門として、特別養護老人ホームなどを、保育事業部門として保育園、幼保連携型認定こども園など26園を設置運営する大規模な社会福祉法人であるところ、役員らによる法人資金の取込みが発覚した。

まず、当委員会は、本調査のきっかけとなった、夢工房での架空勤務疑惑について、

①理事長の義母・G（H22.4～） 12,523,182円

②理事長の実母・E（H25.5～） 25,656,231円

③理事長の実母の家政婦（H22.9～） 3,888,486円

への給与支払いを、実態がないものと認定した。さらに、理事長の子らについても

④理事長の娘・Fの大学院入学までの期間 4,954,344円

⑤同 大学院進学中 5,905,214円

⑥理事長の息子・Iの専門学校進学中 6,698,494円

を、実態のない勤務と認定した。そして、

⑦理事長の娘・Fの赴任手当 233,955円

⑧同 学費 1,059,000円

⑨理事長の息子・Iの学費 2,916,400円

などの手当についても、理由がないものと認定した。これら実態のない給与、不適正な手当の支払いの総額は、63,835,306円にものぼり、すべて理事長の親族がその恩恵を受けていた。

次に、夢工房の金員を、理事長の親族が私的に流用したものとして、

⑩教材費として集金した金員の私的使用 2,000,000円

⑪公用車両の私的使用 7,356,082円

⑫家具、家電の購入による私的使用 2, 1 0 0, 7 2 0 円

⑬婦人服の購入 1, 2 3 3, 5 6 2 円

⑭海外旅行などでの私的使用 6 2 4, 3 8 7 円

などについて、夢工房の業務に関係ないものと認定した。これらの総額は、1 3, 3 1 4, 7 5 1 円となる。

そして、⑮簿外で借入れた金員 6 2, 6 9 9, 4 0 1 円を、理事長が、自己の資金かのよう装って、寄付していることからすると、これについても、直ちに返還すべきである。

これら夢工房に返還すべき金員の総額は、少なくとも **1 3 9, 8 4 9, 4 5 8 円**にものぼる（但し、その一部については、すでに返還済みである。）。

一方、補助金などの不正な取得として、夢工房が自治体などに返還しなければならない金員として、

①姫路市への所長設置加算 3 6, 6 8 7, 6 4 0 円

②港区の零歳児調理員加算 8, 7 5 6, 8 2 0 円

③港区の保育所体験特別事業、保育所地域活動事業への扶助費  
1 5 0, 6 3 6 円

などについて、認定した。その総額は、**4 5, 5 9 5, 0 9 6 円**となり、夢工房に損失を与えることとなる。

## 2. 問題の背景と動機

本件の背景としては、平成9年に設立認可された特別養護老人ホーム「シスナブ御津」整備設置時における、前理事長J（故人（平成25年11月28日逝去）の197百万円、現理事長A氏の3百万円を含むと計2億円）の寄付との因果関係が散見される。

社会福祉法第2条に定める特別養護老人ホームの整備設置には所轄庁の認可を受ける必要があり、認可要件として「建設自己資金については、建設費から県補助金、市町単独補助金等を差し引いた額の概ね10%以上の額の自己資金が必要となり、それらの自己資金は、原則として法人の理事等の役員からの寄附により調達することが必要」、とされている。上記の寄付は、特別養護老人ホーム「シスナブ御津」設置時に、この要件を満たすために行われたものと思われる。

今回の調査で検出された法人の簿外借入金は、その際に個人資産のいわゆる「見せ金」として作出されたのが発端と推定されるが、その結果、理事長一族らによる一連の様々な私的流用事案に繋がっているように思われる。創業者一族の個人資産と法人資産を分離し、出資関係を断ち切るにより、一族による私的運用を排除し、社会の公器として適正な運営を担保することが社会福祉法の意図するところである。法人化後も創業者一族の個人経営の意

識が抜けず、法の趣旨に相反した様々な行動の原因、動機となっている可能性があると思われる。

そもそも、私的流用は絶対悪か？その回答は法人格を付与された目的により、多少異なる。例えば、営利を目的とする企業においては利益追求が至上命題であり、優先課題なので、利益を追求するうえでの必要性があれば、ステークホルダーが多様でない私企業に限定すれば、経営者のある程度の裁量は許容される可能性がある。

他方、社会福祉法人は、社会福祉事業を行うことを目的として社会福祉法の定めるところにより設立された法人であり（社会福祉法22条）、極めて公共性の高い法人として、法人の設立、運営及び監督等について、民法の公益法人制度に比べて、より厳格に規定されている法人である。社会福祉法人においては、法の趣旨に鑑みて、私的流用は根本的に規制の対象になると結論付けるべき法人であろう。

### 3. 不正な会計処理について

#### I 簿外債務

金融機関に対する「直接確認」（平成28年5月末現在の残高を確認）を実施したところ、下記の通り帳簿外の債務及び預金口座が検出された。遡及して調査したところ簿外借入金に関しては、当初は簿外のまま年度毎に借換え更新を続け、個人から利払いのみをしていたようであるが、途中から一部については証書借入（平成23年9月9日に播州信用金庫からの証書に変更）に切り替え、元利金の返済が行われるようになっていた。

なお、その後の借入金契約の更新は理事会議事録が偽造され、理事長以外の理事の署名も正規の理事会議事録のそれとは明らかに異なる筆跡であった。

他方、寄付金の履歴をたどると、平成9年度に当時の理事長Jが197百万円（平成9年7月3日付10百万円、平成9年8月8日付187百万円）、A3百万円、（参考：H、平成10年8月6日付1,74百万円）の寄付をしていることが判明した。

法人の沿革によると、平成9年10月1日に「シスナブ御津」が設置されており、兵庫県の提供資料（下記参照）から、高齢者福祉施設の認可申請時の審査項目に建設自己資金については、「建設費から県補助金、市町単独補助金等を差し引いた額の概ね10%以上の額の自己資金が必要」と記載されており、さらに「当面の運転資金についても準備すること」とされている。また、その自己資金は原則として「法人の理事等の役員からの寄附により調達すること」と定められている。平成9年当時のA家の寄付行為は、当該施設の設置・認可申請時に必要な要件として、これらの規定に対応して行われたものと推定される。

上述の簿外借入金は、「シスナブ御津」設置認可の際に個人の寄付行為が必要であり、設置前の個人資産の存在を証明するために、法人で借入をしてその資金を理事長個人の寄付金の原資に見せかける目的で、銀行から調達されたものと思われる。（証票等で遡及確認できた範囲での最古の契約は平成14年3月18日付けの但馬銀行当座貸越契約であるが、簿外借入はその以前からあったもので、各種証拠を総合的に判断すると平成9年の「シスナブ御津」設置時に120百万円の借入れをしたと思われる。）

なお、現理事長は、当時はシスナブ御津の施設長の立場であったが、平成10年3月に理事に就任する直前であり、財務関連の実権は当時から既に握っており、これら簿外借入等のスキームは前理事長のJよりも詳しく把握していたのではないかと、との各種情報がある。寄付金についても、1百万円であるが当時理事長のJに先駆けて、平成9年6月末日、最初に行っている。

以上の内容からすると、「シスナブ御津」設置時の借入に関して、現理事長のAは直接的に関与しており、特に銀行借入に関しては、単なる「見せ金」ではなく銀行から法人を通して借り入れし、調達された資金を「自己のものとした」ことに着目すると、その後になって一部返済の事実はあるにしても、横領の疑いがある。

（簿外借入金）

- ・播州信用金庫 証書借入金残高 13百万円

（通帳等で遡及可能な年度の平成23年3月当初元金借入金70,000,000円＝兵庫信金手形30,000,000円＋同行（兵庫信金）当座借越し39,986,662円の借入を平成23年9月9日に播州信用金庫からの証書に借換え、その後毎月1,000,000円の返済が始まっている。（平成28年5月の残高確認時に至るまでの57ヶ月の返済実績により、平成28年5月末残高は13,000,000円になっている。））

- ・但馬銀行姫路支店 当座借越し50百万円（通帳遡及可能年度平成18年当初から50百万円～証票等で遡及確認できた範囲での最古の契約は平成14年3月18日付けの但馬銀行当座貸越契約50百万円である。）

簿外債務残高合計 約63百万円

（以上、本調査では現存する通帳等の動きで遡及可能な限り、平成23年の簿外借入金は120百万円あったことが判明している。それ以前は、当座預金の口座入出金記録がないため遡及することができなかったが、簿外借入は平成9年の「シスナブ御津」整備設置時に行われた、との情報がある。また、途中の期間で下記の簿外預金口座とは別の、シスナブ御津・デイサービスセンターの口座に関して帳簿上の預金残高と通帳に20百万円の差がある期間（平成24年4月～平成24年10月の間）が約半年以上に渡り続いており、関与状況から判断して、その間会計事務所が帳簿と口座の不一致に気づかなかった、ということは不自然である。）

|                                    |       |         |                            |
|------------------------------------|-------|---------|----------------------------|
| (簿外預金)                             |       |         |                            |
| 兵庫信用金庫                             | 本店営業部 | 514195  | 76円                        |
|                                    |       | 356543  | 1,256円                     |
| 播州信用金庫                             | 東灘支店  | 9297099 | 7,947円 (簿外借入の返済口座)         |
| みなと銀行                              | 姫路支店  | 1795296 | 128,978円                   |
| 但馬銀行                               | 姫路支店  | 1730829 | 162,342円 (簿外借入の返済口座利息引落口座) |
|                                    | 合 計   |         | 300,599円                   |
| 差引理事長への仮払金残高と認定される金額               |       |         |                            |
|                                    |       |         | 62,699,401円                |
| (参考)                               |       |         |                            |
| 当初の寄付行為からの期間 (226ヶ月間) の月次平均残高 (概算) |       |         | 112,685,841円               |
| 同期間の法定利息 (5%と仮定して算出する)             |       |         | 106,112,500円               |
| 上記、仮払金残高と認定される金額                   |       |         | <u>62,699,401円</u>         |
| 簿外債務に係わる法人債権合計 (概算)                |       |         | 168,811,901円               |

また、姫路市に対する夢工房監事の報告書からは削除されているが、寄付金の原資の一部としてBの実家であるL家からの個人的借用があった、との情報もあり、いわゆる「見せ金」により施設設置認可を受けた可能性がある。

以上の状況から、簿外債務および個人的借用と寄付金とのリンクが必然的に浮かび上がってきた。

今回の不祥事発覚の発端として、平成27年8月に実施された姫路市の監査指摘によるGの架空給与受給問題が揚げられるが、「見せ金」のために個人的に借用した金銭を設置認可後の法人からの給与で実質的に返済する、といった事例は当時横行していた可能性がある。あるいは業界全体の暗黙の了解もあったかもしれない。また、L家に借用するからには、A家も当然自己資金による寄付を拠出していると思われるが、その見返りが今回の一連の不祥事に繋がっていると推定するのが自然な帰結ではないだろうか。

簿外借入金⇄寄付金⇄一連の不祥事 (法人私物化) 発生と、トライアングルの関係で、シスナブ御津設置時にA家と公器としての社会福祉法人との関係を断ち切れなかったことに、今回の根本的な問題と背景があるように思われる。そこには、「いったい世の中に何の見返りもなく多額の寄付をする人がどれだけいるか？」という発想に欠ける制度的問題の内在も垣間見えるところである。

出典：【高齢者福祉施設整備の手引き（抜粋）】～兵庫県庁提供資料より抜粋

### (3) 資 産

法人は、社会福祉事業を行うために必要な資産を備えなければならない。

#### ① 資産の所有 （省略）

#### ② 施設の整備及び運営資金

法人が施設を整備しようとする場合、用地取得費や設計費用のほかに、施設の建設や備品購入に係る自己資金及び運転資金が必要となる。

建設自己資金については、建設費から県補助金、市町単独補助金等を差し引いた額の概ね10%以上の額の自己資金が必要となる。残りは、福祉医療機構（以下「機構」という。）からの借入入れが可能である。

※ 自己資金や機構からの借入額は目安であり、事業ごとに計算すること。また、運転資金については、施設開設までに要する事務費や人件費のほか、介護報酬が入るまでの必要経費（概ね、施設の年間事業費の12分の2以上）を準備すること。

#### ③ その他 （省略）

## 2 高齢者福祉施設の整備手続

施設を整備しようとする場合、建築基準法や福祉のまちづくり条例（平成4年兵庫県条例第37号）等の関係法令を遵守するほか、「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第46号）、「指定介護老人福祉施設の人員設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第39号）等の施設整備基準を十分に理解するとともに、県が毎年策定する「施設整備方針」に基づいた計画とする必要がある。

### (1) 法人における事前準備

(省略)

#### ② 整備資金の確保

施設整備等に係る自己資金は、原則として、法人の理事等の役員からの寄附により調達することが必要である。

ア 用地取得費や造成費も含め、施設の整備自己資金が十分確保されていること。

イ 借入を行う場合は、償還財源が十分確保できること。

※ 借入は、機構からを原則とし（既存法人の場合は、この限りでない）、また、借入額は整備（建設）自己資金の90%が限度となる。

ウ 整備自己資金や借入償還金として法人に寄附した資金は、後で当該法人から返還を受けてはならないこと。

※ 入札により、当初に予定していた建設費が減少した場合等にあっても、寄附金の返還は認められ

ない。

(省略)

④ 適正な資金計画の作成

ア 事業費には、建設費以外に用地取得費や造成費等も含まれることに留意すること。

イ 施設整備に係る事業費のうち、国や県等の補助金及び機構からの借入金以外の資金は、法人の理事等の役員からの寄附により調達すること。

ウ 「見せ金」による資金計画（自己資金）は絶対に許されないこと。

寄附予定者の同意を求め、県において随時に、預貯金残高を金融機関に照会する場合がある。

エ 請負業者等にキックバックを求めることは絶対に許されないこと。

オ 施設整備に係る請負業者等からの寄附金（共同募金会に対してなされた寄附金を除く。）を受領する行為及び実質的に法人が寄附金を受領したものとみなされる行為をしてはならないこと。

※ 請負業者には下請業者を含み、寄附金には、現金のみならず有価証券や現物（社会常識を越えないものを除く。）を含む。また、受領者の範囲は、法人のみならず、理事や監事を含む。

虚偽の資金計画の作成の禁止や請負業者等からの寄附金の受領の禁止は、補助金の交付条件であり、こうした事実が判明した場合は、補助金の返還を求める場合がある。

カ 寄附予定者については、寄附予定者全員の「定期性預金の残高証明書」（同一日付）、  
「財産目録」（預金、不動産、有価証券等の財産と債務を記載したものを作成）を提出すること。

※ 税務署へ「財産と債務に関する明細書」を提出している場合は、「財産目録」に代えることができる。

寄附の実行性が不確実な場合は、自己資金の形成過程を確認するため、その原因となる資産売却契約書や預金通帳の提出を求める場合がある。

キ 5,000万円以上の大口の寄附予定者（理事長予定者等事業の中心となる者）については、「借入証明書」（金融機関との金銭消費貸借契約書の写し）や「借入金の実態に関する誓約書」を提出すること。

施設整備に係る資金計画（寄附財源の確認等）の確実性が認められない場合は、事前協議を中止する場合がある。

（以下省略）

（仕訳）法人

預金 120,000,000円 / 借入金 120,000,000円  
仮払金（未収入金）120,000,000円 / 預金 120,000,000円 簿外取引

（注1）当時の理事長は故 J であるが、財務の実権は当時の専務、現理事長の A が握っていた、との証言がある。

（注2）銀行からの借入は法人借入であるが、その資金の無断借用に関しては金銭消費貸借契約における「期限の利益」を得られるはずもないので、（仮払金）未収入金とした。

（個人の仕訳）

預金 120,000,000円 / 仮受金（夢工房より）120,000,000円

（以下の、個人間の資金分担については今回の調査では特定するに到らなかった。）

預金 80,000,000円 / 自己資金・個人借用金 80,000,000円

（修正仕訳）法人

預金 120,000,000円 / 借入金 120,000,000円  
仮払金（未収入金）120,000,000円 / 預金 120,000,000円（簿外取引を帳簿処理）

借入金 57,300,599円 / 仮払金（未収入金）57,300,599円

（法定利息は加味していない）

貸倒引当金繰入 62,699,401円 / 貸倒引当金 62,699,401円

（剰余金マイナス修正、寄付金受贈益取消の意味を含む）

## II 給与等（架空）、研修研究費、マンション居住経費負担等

- （1） **A** （評議員、理事長～平成25年12月23日第7回の理事会で J 氏逝去に伴い専務理事から理事長に選任）

理事長の直近給与は月額、本人給131千円、能力給1,161千円の基本給をベース

に、管理職手当 3 2 3 千円（基本給の 2 5 %が上限）、赴任手当 1 5 0 千円（年 3 回の賞与計 4, 5 2 2 千円を含めると 2 7 年度の年間支給合計 2 6, 7 2 5 千円）である。給与規定では、本人給は勤続年数をベースに算定されるが、別表に 1 3 1 千円の上限が定められており、能力給は人事考課結果により決定されることになっている。人事考課は理事長の職権として決定できるので、いわゆるお手盛りは可能であろうと思われる。株式会社等の役員報酬は総会決議によるという、お手盛り防止を目的とした規定があるが、社会福祉法人においてはそのような法令に基づく制約は存在しなかったようである。

なお、神戸市中央区のマンションを借上社宅（平成 2 3 年 2 月 1 日からの契約、当初娘の F と同居）として使用、家賃 3 0 0 千円を法人が負担し、その半額 1 5 0 千円を個人負担として給与から控除しているが、後に記載する赴任手当 1 5 0 千円の支給を受けているので、実質家賃個人負担は無い状況となっている。

赴任手当は一般的には会社命令により通勤不能な地域へ転居を余儀なくされた職員に対して支給される手当、といった概念と思われるが、通勤時間 1 時間以上要するものを対象として理事長権限で支給できる（給与規定第 1 7 条）旨、また後掲の表に記載するように第 1 7 条第 5 項の追加により、対象者まで理事長の専管事項になっている旨、の規定の存在、など一般的な赴任手当の概念からは乖離しているように思われる。さらには赴任手当の支給により実質家賃個人負担が無い点について、社宅に関する所得税法の規定の趣旨に鑑みても、全体としては社会通念から逸脱しているのではないかと強い疑問が生じる内容になっている。

- (2) B（理事長の妻、評議員、全地区保育統括園長、夢花保育園施設長、理事～平成 2 5 年 1 2 月 2 3 日の評議員会で J 氏逝去に伴い理事に補充選任された。）

統括園長兼施設長の関東圏での給与は月額、本人給 1 3 1 千円、能力給 5 3 5 千円、管理職手当 1 3 3 千円、赴任手当 2 0 0 千円他である。年 3 回の賞与計 2, 4 4 8 千円を含めると年間支給合計は 1 5, 1 0 6 千円（源泉は甲欄）であり、批准できる他の施設長と比較して特別に優遇されているとの確証を得られる訳ではない。

ただし、港区のマンションを借上社宅（平成 2 6 年 1 月 2 3 日法人契約、平成 2 6 年 1 月 3 0 日の理事会で第 5 号議案－職員用宿舍借上、として事後承認、同理事会で第 6 号議案－給与規定改定・赴任手当上限額も 1 5 0 千円から 2 0 0 千円へ同時に改訂・承認を受けている。なお、I と同居、同人の労働者名簿の住所記載も上記になっている）として使用、家賃 3 3 3 千円、管理費 5 0 千円の月額 3 8 3 千円を法人が負担し、その半額 1 9 1. 5 千円を個人負担として控除しているが理事長と同様に赴任手当 2 0 0 千円の支給を受けているので、実質家賃個人負担は無い状況となっている。

なお、上記の関東圏の給与とは別に法人本部から能力給月額 3 8 0 千円（年額、能力給

4, 560千円+旅費日当179千円の合計4, 739千円, 源泉は乙欄) が支給されている。

家賃負担に関する巧妙な規定等改訂の内容や, 給与が関東圏と法人本部で別々に支払われているなど(仮に管理会計上, 別の部署で負担すべき給与があるにしても通常は同一人物に対しては賃金台帳ないし支給控除一覧表上は合算して支給されることが一般的であることからすると), 違和感を禁じ得ない。

(3) F (旧姓 █████ 理事長の娘) について

Fは, 平成22年4月1日付で法人本部事務員として採用され, 現在に至る。その間, 平成24年4月1日から平成26年3月31日までは, █████ 大学大学院へ通学していた。

① 勤務実態の伴わない給与

Fの勤務実態に関して, 平成22年4月1日の採用以降, 大学院を卒業する平成26年3月31日までの4年間は勤務の実態がほとんどなかった旨の証言が複数あり, 本人も認めている。採用から平成24年4月1日に大学院へ入学する前の2年間は, 勤務実態がほとんどないにも関わらず, 給与が全額支給されていたということとなり, 明らかに支給原因を伴わない給与であったものといえる。また, 大学院へ通学していた平成24年4月からの2年間の期間においても, 後記第3の4(1)の表に記載しているとおり, 進学直前, 平成24年3月12日の理事会で, 「専門資格の取得等に関する内規」が新設され平成24年4月1日より施行されるなど, 形式的には業務の必要に応じて進学している形を整えているが, 勤務実態の伴わない娘に対する特別扱いを想定した内規をこの時点で新設したものと考えられ, 入学以前の2年間と同様のことがいえる。

この点, 法人においては, 静脈認証機能を有する勤怠管理システムを導入しているため, 当該システムにより作成された個人別タイムカードにより勤務実態を確認しようとしたところ, 遡及できる最古の個人別タイムカードは平成25年9月分以降とのことであり大学院へ入学する前の期間については, 個人別タイムカードによる勤務実態の確認はできなかった。

なお, 同人が大学院へ通学していた平成26年3月までの個人別タイムカードを閲覧したところ, 静脈認証機能を利用して勤怠記録の登録が完了した日はなく, 編集機能を利用した記録となっていた。また, ほぼ全ての平日で9時前に出勤, 18時後に退勤と記録され, 法人本部で勤務したのか講義を受けていたのかの区別は不明瞭であることから, Fの勤怠記録が勤務実態を表しているとは考えにくい。

(なお, 毎年の通常監査前に対象期間分について, 当初は全て9時前~18時で編集入力されていたが, Fが雇用保険に加入(下記【参考エピソード】参照)することになった

段階で、現実に勤務していそうな時間帯へと修正再編集された記録が残っている。)

Fの浪人時代の給与2年分

未収入金 4,954,344円 / 過年度損益修正(給与等) 4,954,344円

Fの大学院時代の給与2年分

未収入金 5,905,214円 / 過年度損益修正(給与等) 5,905,214円

## ② Fの赴任手当について

平成27年8月29日付通勤届・住所(変更)届によれば、Fは平成27年8月29日に神戸市中央区のマンション●●●●号室から同所▲▲▲号室へ住所変更したと思われる。この住所変更に伴い、後記第3の4(1)に掲げる表のとおり、赴任手当として月額70,000円(平成27年9、10月の2回)が支給されている(平成27年11月に給与規定を改定、理事長判断で遡及して支給できるようにした。理事会の承認を利用したものと思われる。)。その後、平成28年1月から3月まで39,000円支給、の合計233,955円(ただし1月分は端数調整で15,955円)が支給されている。しかしながら、当該住所変更は同一のマンションにおけるフロアの変更にすぎないため、いかなる理由で赴任手当の支給が承認されたのか、強い疑問が残るところである。夢工房においてこうした適用事例は他の一般職員にはない。

なお、4月以降は6月まで39,000円が継続、7月以降70,000円に戻っているが、本文他の項目との比較可能性(本文他の項目は、平成28年5月末の簿外債務を除き28年3月末日を基準として記載している。)の観点から、下記仕訳には平成28年4月以降の支給金額は反映していない。(下記参考エピソード内「育児休業給付金」参照)

未収入金(赴任手当) 233,955円 / 過年度損益修正(給与等) 233,955円

#### 【参考エピソード】

「育児休業給付金」支給が目当てで雇用保険に加入した、との情報の検証

雇用保険は同居親族の加入は原則としてできなかったが、婚姻別居により親族も加入できるようになった、との情報を入手したのか、Fに関しては平成27年10月支給給与から雇用保険料本人負担分の控除が始まっており、翌平成28年2月8日に労働基準監督署に対して25年度、26年度の修正申告が提出されている。FとIの雇用保険加入により遡及して掛け金の納付もされているように思われる。

「赴任手当」 最初は70,000円であったが、育児休業に入る頃から調整が入って、平成28年1月から28年6月まで39,000円支給で支給が再開されている。

下記の資料により逆算すると、休業開始後180日までは育児休業給付金が満額支給される賃金の限度がほぼ39,000円の赴任手当支給に一致することが判明した。その後、28年7月以降は再び70,000円の赴任手当支給に戻っているが、休業開始後181日目以降は、育児休業給付金は上記の割合が（13%から）30%以下になっても満額支給される制度に対応しているものと思われる。

もらえるものは全てもらうという細心の注意と執念のようなものを感じるエピソードである。

「育児休業給付金」について

用語の説明

①支給単位期間＝育児休業開始日から1ヶ月毎に区分した一つの期間

②休業開始時賃金日額

休業開始日前6ヶ月間の賃金の総額÷180

③育児休業開始後の賃金と開始前の賃金との割合（以下、「割合」）

1 支給単位期間に支払われた賃金÷（休業開始時賃金日額×30＝約30万円）×100

割合13%以下で満額（休業開始時賃金月額67%上限）支給

⇒平成28年1月以降の赴任手当39千円に関連か？

ただし、育児休業の開始日から181日目以降は割合が30%以下で、満額（休業開始時賃金月額50%上限）支給される

⇒平成28年7月以降の赴任手当70千円復活に関連か？

(4) I（理事長の息子、評議員、平成25年12月23日第6回の理事会でJ氏逝去に伴い

補充専任された。)について

Iは、平成25年4月1日付で法人本部事務員として採用され、その後、平成25年4月1日から平成27年3月31日までは、[ ]専門学校へ通学、平成27年4月1日から平成28年3月31日までは、社会福祉法人全国社会福祉協議会へ出向、平成28年4月1日から特定非営利活動法人福祉総合評価機構へ出向し、現在に至る。

Iの就学に関して、平成24年12月28日の理事会において、「法人本部システム部門配属の為の技術習得の研修として、コンピュータ専門学校に通学するもの」と報告されているが、同校卒業後は上述のとおり、他法人へ出向しており、法人本部システム部門へ配属されていない。そのため、法人がその授業料を負担してまで[ ]専門学校へ通学させる必要があったのか、疑問が残るところである。形式的には業務の必要に応じて進学している形を整えているが、勤務実態の伴わない息子に対する特別扱いをするために内規を利用したものと考えられ、Fと同様に不正な給与の支給であったのではないかと思われる。

なお、法人におけるこうした適用事例は他の一般職員にはない。

#### I [ ]通学時代の給与

未収入金 6,698,494円 / 過年度損益修正（給与等2年分）6,698,494円

また、Iの出向にして、出向期間中における給与は出向元である法人から支給されているが、出向先との間で締結した「職員の出向に関する協定書」によれば、出向先が負担する費用は、超過勤務手当、出張にかかる日当等の変動給与部分と出張旅費、労災保険、健康診断費用となっている。そのため、出向者に対して支給する給与のうち固定給与部分は、出向元である法人が負担していることになる。この点、出向者に対する給与は原則として労務の提供を受ける出向先が負担すべきものであると考えられるため、出向元である法人が負担する金額について、合理的な理由がなければ、当該負担金額は出向先に対して実質的には贈与を行ったものと同等になると考えられる。

#### (5) F及びIの学費の法人負担について

Fが通学した[ ]大学大学院の授業料、およびIが通学した[ ]専門学校の授業料に関して、後記第3の4(1)の表に記載した金額を法人が負担している。これは、形式的には法人の規程である「社会福祉法人夢工房職員の専門資格の取得等に関する内規」に則ったものといえる。ただし、当該内規はFが大学院へ入学する直前の理事会で新設された規程であること（後記第3の4(1)の表参照）、および新設された平成24年度から直前事業年度である平成27年度までにおいて、このような授業料を法人負担とした事例が

両名以外にはないことを考慮すれば、当該内規が掲げる趣旨「職員の資質の向上，向学心の高揚等を図り，もって利用者処遇の充実を一層推進したい」と乖離した運用が行われているのではないかと考えられる。

Fの大学院学費

未収入金 1,059,000円 / 過年度損益修正（研修費）1,059,000円

Iの[ ]学費（2年分）

未収入金 2,916,400円 / 過年度損益修正（研修費）2,916,400円

- (6) **G**（Bの母，姫路保育園分園の事務員，平成27年8月19日退職済み）（架空勤務平成22年4月～平成27年8月までの給与総額12,523,182円）

Gの勤務実態に関しては，聴き取り調査で多数の証言あり，当時の在籍者はほぼ全員が22年4月以前から実態のないことを証言している。事実であれば，勤務実態がほとんどないにも関わらず，給与が全額支給されていたということとなり，明らかに支給原因を伴わない給与であったものといえる。

同人の勤怠管理は静脈認証の対象外となっており，勤怠記録簿の押印に関しては姫路保育園分園の職員らが押印していたが，その具体的な指示を理事長自らが行っていた，との確証はとれてはいない。しかしながら，監査の前には理事長が分園に来て確認していたこと，辞令の発令等，実際に勤務することのない同人を事務員として迎え入れ，長年にわたり認めてきたことについて理事長に責任がない，とはいえないであろう。

なお，同人は，雇用契約上は，常勤的非常勤職員であり，「処遇改善加算」といわれる補助金の算定対象になる職員であるが，補助金の請求対象者リストには載っていなかった，とのことであり，補助金の不正受給問題は無いものと思われる。

未収入金 12,523,182円 / 過年度損益修正（給与等）12,523,182円

- (7) **E**（理事長の母，評議員，姫路保育園園長，発覚後平成28年6月16日付けで法人本部付職員）（実態の無い期間は少なくとも平成25年5月（入院時）～平成27年8月の期間，平成27年8月17日に姫路市の定期監査時の指摘後，出勤するようになった。）

Eは平成25年5月に大腿骨骨折により入院，その後姫路市の監査指摘を受けるまでの平成27年8月17日までの期間はほぼ出勤のない状態が継続していたと思われる。なお，職員等の複数情報によると，入院以前からも出勤はほとんど無かったのではないかと思います。

れる。同人の勤怠管理は静脈認証の対象外（ただし、姫路市指摘後平成27年9月以降は静脈認証をしている）となっており、以前の勤怠記録簿の押印に関しては姫路保育園の職員らが押印をしていたものと思われる。その具体的な指示を理事長自らが行っていた、との確証はとれていないが、毎年の監査の前には理事長が事前に園に来て確認していたこと、また実母である同人の勤務状態に関して理事長が知らなかった、とはいえないであろう。

なお、平成25年度以降、支払われた給与の80%の給与の返金を求めるのが相当である、との当委員会の結論を仕訳に表すと、下記のようなになる。

未収入金            25,656,231円    /            過年度損益修正（給与等）    25,656,231円

（参考）Eの各年度の給与総額

平成25年度10,638,701円      5月に入院

平成26年度10,602,899円      ほとんど出勤無し

平成27年度10,828,689円      9月から部分的に出勤、静脈認証あり  
32,070,289円

不正受給分（第3の3Ⅲ(1)で）未払金も仕訳説明している。

（8） Eの家政婦、Kの給与（Eの自宅家政婦、シスナブ御津事務員を仮装）

理事長の母、E宅の家政婦Kは、理事長の父J元理事長（故人）の時代に平成22年9月に「シスナブ御津」の非常勤の事務職員として仮装採用され、平成27年8月19日の退職届け日（姫路市の平成26年度の指導監査は平成27年8月17、18日に実施され、G氏等の問題が指摘されている。Kの退職届け日はGの退職日と同日）に到るまでの期間、法人職員として給与が支払われていた。

架空勤務期間は平成22年9月から27年7月の期間であり、その間法人から3,888,486円の給与が支出されている。

なお、この件に関しては平成28年6月20日付けで、法人からの不当利得返還請求に基づきEから弁済申出日までの期間の損害金利息5%の458,207円を含む合計4,346,693円が、シスナブ御津の口座に返金されていることは確認済である。また、この件に関する直接的な補助金不正受給は無いものと思われる。

Ⅲ 補助金や委託契約との関係（補助金等受給に係わる典型的な手口、手法事例）

（1） E園長の給与に関連した**所長設置加算等**

常勤専従の施設長を設置する場合、市から運営補助金が上乗せされる（所長設置加算）仕組みになっている。姫路保育園は施設長を設置する保育所として登録し、法人から姫路

市に提出している２５年度から２７年度分の「保育所職員構成一覧」（年度初め及び変更があった都度、保育担当課へ提出）に、Ｅは「常勤」で週あたり労働時間数「４０時間」と記載されていた。このため、同加算金の受取に関して少なくとも平成２５年５月から平成２８年８月にかけては法人が不正に受給したことになると思われる。（第３の３Ⅱ（７）参照）

保育園では職員の平均勤続年数に応じて、運営補助金に処遇改善加算が上乘せされる仕組みになっている。処遇改善加算は勤続年数の長い職員が多く、職員の定着率が高い施設ほど、加算率が高く認定され、市からの支弁額が高くなる仕組みとなっている。同人が含まれているかいないかで、算定基礎が変動するため、これも不正受給になると思われる。

当委員会としては、仮に３年分の所長設置加算額及び処遇改善加算の合算金額を不正受給額と認定して、下記の仕訳で説明するが、具体的な不正受給額と返還請求額に関しては今回の調査では省略する。調査後、姫路市に移管したい。

過年度損益修正      36,687,640円      ／      未払金      36,687,640円

姫路市提供資料（抜粋、下線部は修正・加筆箇所）

１．制度説明・・・

～中略～

※「常時」について

保育従事者について、国の公式見解により「各施設・事業所の就業規則で定めた勤務時間を下回る者のうち、１日６時間以上かつ月２０日以上勤務する者」は常勤職員として計上することができるとされているため、同様に「１日６時間以上かつ月２０日以上勤務」を基準としている。

２．同園に所長設置加算を認定している経緯について

- ☐ 毎年度始めに、各法人に対して職員の配置状況についての報告書（※１）を提出させており、その記載に基づいて、加算を行っている。（他都市では、「所長設置加算申請書」という形をとる例が多い。）
- ☐ Ｅ園長については、法人が、同資料に「常勤」「週４０時間勤務」と記載し提出している。
- ☐ また、毎年の実地指導監査でも勤務実態を確認するが、監査前に法人が提出する調書（※２）においても、常勤であることが記載されている。
- ☐ 実地指導監査においても勤務実態を確認したが、出勤簿に日々押印があることや、勤務時間記録についても、高齢で勤怠管理システムの指認証が通らないという説明を受け、確認が取れなかったため、その常勤専従を否定するに至らず、所長設置加算を支弁。

法人が、同人が常勤専従の園長職であることを申述している資料として：

※１「保育所職員構成一覧」（年度初め及び変更があった都度、保育担当課へ提出）

※２「保育所指導監査事前提出資料」（毎年実地監査前に、監査担当課へ提出）

なお、平成２７年４月１日以前は、児童福祉法に基づいて、「所長設置単価」として、同様の基準により支弁している。

３．勤務実態に疑義のある期間に、（姫路市が）実際に支弁した所長設置加算額及び処遇改善加算の合算金額（９月１５日姫路市提供合算資料による）

平成２５年度 １２，１９０，６７０円 （同、給与支給総額 １０，６３８，７０１円）

平成２６年度 １０，９３５，２２０円 （同 上 １０，６０２，８９９円）

平成２７年度 １３，５６１，７５０円 （同 上 １０，８２８，６８９円）

合計 ３６，６８７，６４０円

※平成２５年５月の大腿骨骨折入院（大阪森ノ宮病院）から以降、「常勤専従」の実態を欠いていたと考えられるので、不正な支弁として、最低でも平成２６年度の支弁額 １０，９３５，２２０円 の返還を求める（第三者委員会の調査により、期間が確定次第、請求額を決定）。

平成２７年８月の本市定期監査以降の出勤状況について

ある程度出勤するようになっているが、法人から出退勤時刻記録の提出を受けたところ、平成２８年３月までの毎月の勤務時間は、いずれも月１２０時間を満たさないため、最大で３年分の返還を求めることも想定される。

（２）東京都港区高輪夢保育園で**零歳児調理員加算等の補助金**を不正に受給（人件費補助金等を不正に請求～東京都監査指摘）

① 零歳児調理員加算について

東京都港区では、零歳児保育を行う保育所で、零歳児の給食の充実を図るために調理員の増配置を行った場合、扶助費として、補助金に加算される仕組みがあるところ、港区高輪夢保育園で零歳児調理員加算を他の保育園（目黒区夢花保育園）に勤務している調理員の所属を偽装する手口で８，７５６，８２０円を港区から不正に受給している。

夢工房は東京都指摘後の新聞報道内容に対し、９月１３日付けで「高輪夢保育園の保護者様」宛の文書で、不適切であったが不正受給ではない旨の説明文書を出している。しかしながら当該調理員に関しては理事長とＢから、当初から「配属は高輪夢保育園で」「勤務は夢花保育園で」、との指示をうけた処理となっていた、との情報がある。

（参考）港区保育扶助要綱

## 第2節 零歳児保育扶助

### (扶助対象経費)

第5条 区長は、零歳児保育を行う保育所（別記1で定める零歳児保育をいう。以下同じ）の設置者に対し、次の各号に定める経費について扶助費を支出する。

(1) 常勤又は非常勤の保育士又は助産師若しくは看護婦の配置に要する経費（以下「零歳児保健師加算」という。）

(2) 零歳児の給食の充実を図るため調理員の増配置に要する経費（以下「零歳児調理員加算」という。）

### (扶助費算定基準)

第6条 前条前号で定める扶助対象経費に係る扶助費の算定基準は、別表のとおりとする。この場合、児童あたり単価による扶助対象経費については区が保育の実施を行う好悪とした児童を、施設あたり単価による扶助対象経費には区内に設置された保育所をそれぞれ扶助費算定単位とする。

別表（略）

## ② 保育所体験特別事業及び保育所地域活動事業の補助金受給について

東京都港区では、認可保育所を利用していない親子等に保育所を開放し、保育所体験等を通じて、親子の育ちを支援する事業（保育所体験特別事業）、世代間交流や異年齢時交流、育児講座の開催や育児と仕事の両立支援、小学校低学年児童の受け入れ等（保育所地域活動事業）を行った場合、経費の一部を支給する仕組みがある。

(参考) 港区保育扶助要綱

## 第6節 特別保育所対策扶助

### (扶助対象経費)

第15条 区長は、次の各号に定める特別保育事業の実施について保育所の設置者に対し、承認額の範囲内で必要な経費を支給する。要件等については、上記通知のとおりとする。

(1) 保育所体験特別事業とは、認可保育所を利用していない親子等に保育所を開放し、保育所体験等を通じて、親子の育ちを支援する事業をいう。

### (扶助費算定基準)

第16条 前条で定める扶助対象経費に係る扶助費の算定基準は一事業あたり848,000円以内都市、扶助費算定単位については第6条の規程を準用する

## 第7節 保育所地域活動事業扶助

第17条 区長は、次の各号に定める事業の実施について保育所の設置者に対し、基準額の範囲内で必要な経費を支給する。

- (1) 老人福祉施設、介護保健施設等への訪問又はこれら施設及び地域のお年寄りを招待し、劇、季節的行事、手作り玩具製作、伝承遊び等を通じて世代間のふれあい活動を行う行事（以下「世代間交流等事業」という。）
- (2) 保育所を退所した児童及び地域の児童とともに地域的行事、ハイキング等の共同活動を通じて、児童の社会性を養う事業（以下「異年齢児交流等事業」という。）
- (3) 地域の乳幼児をもつ保護者等に対する育児講座の開催及び育児と仕事の両立支援に関する情報提供等を行う事業（以下「育児講座・育児と仕事両立支援事業」という。）
- (4) 小学校低学年児童（１年生から３年生程度）を一時保育の場を活用して５名程度受け入れ、当該児童の適切な処遇、安全の確保等を図る事業（以下「小学校低学年児童の受入れ事業」という）
- (5) 地域の保育需要に対応するため、地域の実情に応じた活動をしている保育所について区長が特に必要と認めた事業

（扶助費算定基準）

第１８条 前条で定める扶助経費に係る扶助費の算定基準は、１事業につき２５万円以内とし、扶助費算定単位については第６条の規定を準用する。

統括園長は、アサヒヤ（姫路の高級婦人服ファッション専門店）、バレンザ・ポー（新神戸の高級婦人服ファッション専門店）等の婦人服店の領収書を関東地区５園で分割して経費処理し、高輪夢保育園の経費として処理された金額の一部については、東京都港区の補助金請求の内容に含ませて、不正に補助金を得ている。

会計帳簿からこれらの店舗を検索したところ分割された領収書は関東地区他園の経費にも含まれていた。これらの業者について、元帳の摘要や領収書のただし書きに書かれている内容と各店の取扱商品について疑義があり、横浜市の監査では私的流用ではないかと指摘されている。（下掲一覧表参照）

なお、分割後の経費が他園に於いて補助金請求されていないかどうかは今後の調査に委ねたい。（会計帳簿から検索された各園に分けて経費処理する手口の例示としてアサヒヤ、バレンザ・ポー、との取引を対象に抽出した。下表参照。）

婦人服店で購入した商品の計上先とその内容事例(平成26年度～平成27年度)

| 記帳日付      | 相手先             | 施 設         | 金 額     | 内 容                  |
|-----------|-----------------|-------------|---------|----------------------|
| 平26年8月4日  | ASAHIYA         | 高輪夢保育園      | 28,140  | 七夕飾り                 |
|           |                 | 日吉夢保育園      | 29,190  | 七夕飾り                 |
|           |                 | ゆめいろ保育園     | 27,090  | 七夕飾り一式               |
|           |                 | 夢花保育園       | 29,400  | 七夕飾り一式               |
|           |                 | よこはま夢保育園    | 29,925  | 七夕祭り一式               |
|           |                 | 小計          | 143,745 |                      |
| 平26年8月27日 | ASAHIYA         | 日吉夢保育園      | 22,680  | アナと雪の女王衣装            |
|           |                 | ゆめいろ保育園     | 25,920  | アナと雪の女王衣装            |
|           |                 | よこはま夢保育園    | 21,600  | アナと雪の女王衣装            |
|           |                 | 小計          | 70,200  |                      |
| 平26年8月29日 | ASAHIYA         | 認定こども園さっぽろ夢 | 30,450  | オーガンジー布代             |
|           |                 | 認定こども園しらゆき夢 | 30,975  | オーガンジー布代             |
|           |                 | 小計          | 61,425  |                      |
| 平26年11月4日 | ASAHIYA         | 高輪夢保育園      | 27,300  | ハロウィン帽子・衣装           |
|           |                 | 日吉夢保育園      | 24,990  | ハロウィン帽子×140(地域20含む)  |
|           |                 | ゆめいろ保育園     | 26,880  | ハロウィン帽子×171(地域20含む)  |
|           |                 | 夢花保育園       | 31,320  | ハロウィン帽子×154・子育て支援×20 |
|           |                 | よこはま夢保育園    | 19,425  | ハロウィン帽子×90(地域分30含む)  |
|           |                 | 小計          | 129,915 |                      |
| 平27年1月5日  | ASAHIYA         | 高輪夢保育園      | 27,300  | クリスマス飾り              |
|           |                 | 日吉夢保育園      | 33,480  | クリスマス飾り              |
|           |                 | ゆめいろ保育園     | 29,160  | クリスマス飾り              |
|           |                 | 夢花保育園       | 34,560  | クリスマス飾り              |
|           |                 | よこはま夢保育園    | 28,080  | クリスマス飾り              |
|           |                 | 小計          | 152,580 |                      |
| 平27年2月3日  | ASAHIYA         | よこはま夢保育園    | 28,080  | ひな人形                 |
|           |                 | 小計          | 28,080  |                      |
| 平27年5月1日  | ASAHIYA         | 高輪夢保育園      | 20,520  | エプロンシアター代金           |
|           |                 | 日吉夢保育園      | 29,160  | エプロンシアター代金           |
|           |                 | ゆめいろ保育園     | 30,240  | エプロンシアター代金           |
|           |                 | 夢花保育園       | 27,000  | エプロンシアター代金           |
|           |                 | よこはま夢保育園    | 22,680  | エプロンシアター代金           |
|           |                 | 小計          | 129,600 |                      |
| 平27年6月1日  | バレンザ・ポー<br>新神戸店 | 高輪夢保育園      | 16,204  | 海の仲間パズル              |
|           |                 | 夢花保育園       | 25,000  | 海のなかまパズル             |
|           |                 | ゆめいろ保育園     | 26,000  | 海の仲間たちパズル            |
|           |                 | 日吉夢保育園      | 24,000  | 海の仲間たちパズル            |
|           |                 | よこはま夢保育園    | 25,000  | 海の仲間たちパズル            |
|           |                 | 小計          | 116,204 |                      |
| 平27年7月2日  | ASAHIYA         | 高輪夢保育園      | 24,150  | 七夕景品×40 七夕飾り         |
|           |                 | 日吉夢保育園      | 27,825  | 七夕景品×150ヶ、七夕飾り       |
|           |                 | ゆめいろ保育園     | 29,925  | 七夕景品×180 七夕飾り        |
|           |                 | 夢花保育園       | 29,400  | 七夕景品×180 七夕飾り        |
|           |                 | よこはま夢保育園    | 28,350  | 七夕景品×150個 七夕飾り       |
|           |                 | 小計          | 139,650 |                      |

|           |         |          |         |                     |
|-----------|---------|----------|---------|---------------------|
| 平27年12月4日 | ASAHIYA | 高輪夢保育園   | 21,000  | ハロウィン帽子×35 飾り       |
|           |         | 夢花保育園    | 26,250  | ハロウィン帽子×130(お育て)    |
|           |         | ゆめいろ保育園  | 27,825  | ハロウィン帽子×135         |
|           |         | 日吉夢保育園   | 29,400  | ハロウィン帽子×130 飾り×2    |
|           |         | よこはま夢保育園 | 24,624  | ハロウィン帽子×60 飾り×10    |
|           |         | 小計       | 129,099 |                     |
| 平28年1月4日  | ASAHIYA | 高輪夢保育園   | 18,000  | クリスマス用帽子×45         |
|           |         | ゆめいろ保育園  | 29,160  | クリスマス会用帽子×140名分     |
|           |         | 日吉夢保育園   | 21,384  | クリスマス用 おみやげ帽子×120人分 |
|           |         | よこはま夢保育園 | 20,520  | クリスマス会用帽子(終了時プレゼント) |
|           |         | 夢花保育園    | 27,000  | クリスマス帽子 120名分       |
|           |         | 夢花保育園    | 17,000  | 子育て支援用(帽子・鈴15組30名分) |
|           |         | 小計       | 133,064 |                     |

※施設名称は、現在の法人 HP の運営施設名称にあわせている。

(3) 「品川区立ひろまち保育園開設準備委託契約（2015年12月24日付け）」に関して

夢工房は東京都品川区と運営委託契約に基づき平成28年度からの5年契約で、品川区立ひろまち保育園の管理運営受託をしていたが、今回の不祥事発覚に関連して、同契約上の仕様書で求められている常勤看護師の配置や購入備品の内容に疑義があることを理由に合意解除されるに至った。

これに関連して、同園開設前に締結された「ひろまち保育園開設準備委託契約」に基づき品川区に提出された支出内容の実績報告書に記載された40,138,691円の内訳にある保育材料費5,652,730円（幼児教材取扱会社●●館見積分5,241,460円（正味は4,200,860円）＋同社への振込2件411,270円）と、消耗器具備品費3,700,000円（カーテン等取扱会社●●よりカーテン、レール代）については、各々100万円程度の水増し請求があったのではないか、との疑義がある。

#### IV 役員による私的流用等

(1) 学研教材費について

学研教室一人あたり8千円の対価（月謝）を園児の保護者より現金集金し、A個人口座（ゆうちょ銀行）に入金、学研からの引落とし用口座として使用している。また、学研からは講師委託料等の対価の入金もこの口座に入るようになっている。講師は法人職員による自前であるため、見合いの経費は発生しない。

この口座に現金が貯まると、時折300千円程度の現金引出記録があり、平成22年10月4日には2,000千円の出金記録がある。個人的な支出に費消したと思われる（一部はAと手書き記入、疑わしい引出は通帳2冊で合計6,109,242円）。平成28年3月末の口座残高は3,055,054円になっている。仮にその日の残高と上記の2,

000千円のみが個人から法人へ返すべき、又は法人に帰属すべき額と仮定した場合は、少なくとも下記の仕訳が行われるべきと思われる。

（今回は時間等の制約から契約を確認することはできなかったが、）仮に、学研との契約がA個人との契約であるなら、法人の施設や職員等を使うことについて、当然ながらA個人が担当職員の給与や賃借料等の対価の負担をしなければならないであろう。また、関連の取引は法人との利益相反取引に該当することになるものと思われる。

他方、保護者や職員は法人運営の一環として認識し、学研教室に参加しているという状況に鑑み、仮に学研との契約は実質的に法人契約であると認定されるなら、関連する収支の全ては、法人に帰属すべきということになる。この場合は下記の出金等の内容は保護者から徴収された現金を着服していたことになる疑いがある。

未収入金 2,000,000円 / 過年度修正 2,000,000円

（ただし、不明な引出を合計すると2つの通帳で6,109,242円に上る）

未収入金 3,055,054円 / 過年度修正 3,055,054円

## (2) アダルト商品購入

平成22年5月、6月に数回、理事長によりアダルト商品（5月10日に中央出版名目で社会福祉書籍に偽装し届いた商品代金9,441円と、6月7日に日本中央出版名目で社会福祉経営に係わる書籍に偽装して届いた商品代金10,559円＝2回分合計2万円）が購入され、専門書に偽装して本部へ送り付けられたため、2回分は担当者が社会福祉関係の専門書籍と誤認して法人経費で支払っている。

未収入金 20,000円 / 過年度修正 20,000円

## (3) 公用車車両について

公用車レクサス3台（内、理事長使用分1台 LEXUS LS600はリース契約で帳簿外処理）のうち、F使用分 LEXUS RX450H (VERSION L黒 GL15WAWXGL) 平成26年1月30日開催理事会の第4号議案で購入を承認、平成26年4月登録、レクサス●●より購入）、取得価額7,356,082円に関しては、事実上Fが専有していたと思われる。役員でもない一般職員の立場で公用車両を専有できるというのは、Fが理事長の親族でなければあり得なかった事項であり、社会通念から逸脱していると思われる。

Fは平成27年10月21日から平成28年11月22日（届け出）まで産休に引き続き育児休業中である。その間出産直前後の、実質的に車両を使用できない期間を除き明ら

かにプライベート使用と思われる部分に関しても会社経費で使用されている。その後平成28年5月11日に実施された兵庫県と姫路市の合同特別監査後に、指摘された家具等約2,100千円相当（後記第3の3Ⅳ(4)参照）とともに、LEXUS RX450Hは本部に返され、法人本部駐車場に置かれている。

なお、親族使用分の3車両に関しては公用車管理台帳による運行管理記録は存在しなかった。

|      |            |   |                  |            |
|------|------------|---|------------------|------------|
| 未収入金 | 7,356,082円 | ／ | 有形固定資産（車両運搬具）    | 4,900,523円 |
|      |            |   | 過年度損益修正（減価償却修正他） | 2,455,559円 |

（なお、ETC利用料等のランニング関連の経費に関しては一部業務上の利用と思われるものも混在するため、業務外の金額を認定することは困難であった。今後の内部調査等に委ねたい。）

#### （4）新婚家具等の内容

Fの新婚家具（unico神戸他、で購入したソファ、テーブル、テレビ台、椅子等）・家電等（ビックカメラにて購入したテレビ、冷蔵庫、レンジ、掃除機、洗濯機）をBが個人のクレジットカードで購入、領収書を分割し法人から現金を出金し、各施設に直課する手口により各施設の負担経費に紛らわせる会計処理をしていた。これらの家具家電は発覚後Fのレクサスとともに芦屋本部に返されている。

A理事長は約2百万円の家具等の購入と、当初の配送先は娘宅であること、及び該当の家具等を平成28年5月16日の立ち入り検査直前の5月14、15日に芦屋本部の山手夢保育園に搬送していること、を認めている。施設返還時にエアコン工事までしており、兵庫県から監査妨害と認定されている。5月23日の理事会で、A理事長が監査の当日に虚偽の説明をしていたことを認め、陳謝している。

|      |            |   |         |            |
|------|------------|---|---------|------------|
| 未収入金 | 2,100,720円 | ／ | 過年度損益修正 | 2,100,720円 |
|------|------------|---|---------|------------|

なお、上記に関しては平成28年8月1日にBから本部の兵庫信用金庫口座に入金されている。また、返却された家具等の保管に関して平成28年8月22日第5回理事会で、貸倉庫等での保全管理について検討しているようであるが、そもそも保育園で使用に供すべき品々ではない。すでに返金され問題を認めているのであれば、管理費をかけるより速やかに自己の負担において引き取るべきものである。

【分割した領収書の明細表】 ビックカメラで購入した家電製品（テレビ、冷蔵庫等）と unico  
神戸で購入した家具（ソファ等）の購入代金振り分け先とその内容 （単位：円）

|           | 相手先                   | 施 設         | 金 額       | 内 容                             |
|-----------|-----------------------|-------------|-----------|---------------------------------|
| 平27年8月13日 | ビックカメラ<br>JR 京都駅<br>店 | 認定こども園さつぼろ夢 | 59,846    | 掃除機, HD メモリー, コード他              |
|           |                       | 認定こども園しらゆき夢 | 59,846    | 掃除機, マウス, SD カードケース             |
|           |                       | のぞみ夢保育園     | 59,846    | 掃除機, HD メモリー, マウス, コード<br>他     |
|           |                       | 夙川夢保育園      | 59,846    | 掃除機, HD メモリー, マウス, コード<br>他     |
|           |                       | つぼみ夢保育園     | 59,846    | 掃除機, HD メモリー, マウス, コード<br>他     |
|           |                       | ゆめいろ保育園     | 59,846    | 掃除機 HD・メモリー・カードケ                |
|           |                       | よこはま夢保育園    | 59,846    | 掃除機・HD・パソコンコード                  |
|           |                       | 認定こども園下鴨夢   | 59,846    | 掃除機, HD メモリー, オープントース<br>ター他    |
|           |                       | 紅葉夢保育園      | 59,846    | 掃除機, HD メモリー, コード他              |
|           |                       | 高輪夢保育園      | 59,846    | 掃除機・HD メモリー・SD カードケー<br>ス・パソコン本 |
|           |                       | 桜保育園        | 59,846    | 掃除機, HD メモリー, コード他              |
|           |                       | 山手夢保育園      | 59,846    | 掃除機, SD カード, コード, ケース他          |
|           |                       | 西宮夢保育園      | 59,846    | 掃除機, マウス, SD カード, コード他          |
|           |                       | 西北夢保育園      | 59,846    | 掃除機, HD メモリー, マウス, コード<br>他     |
|           |                       | 日吉夢保育園      | 59,846    | 掃除機・HD メモリー・マウス×3・ケース<br>×1     |
|           |                       | 姫路保育園       | 59,846    | 掃除機, HD メモリー, SD カード,<br>ケース他   |
|           |                       | 浜風夢保育園      | 59,846    | 掃除機, HD メモリー, SD カード他           |
|           |                       | 認定こども園夢     | 59,846    | 掃除機, HD メモリー, コード他              |
|           |                       | 認定こども園夢遊喜分園 | 59,846    | 掃除機, HD メモリー, コード他              |
|           |                       | 夢の園保育園      | 59,846    | 掃除機, HD メモリー, マウス他              |
|           |                       | 夢の鳥保育園      | 59,846    | 掃除機, HD メモリー, マウス他              |
|           |                       | 夢花保育園       | 59,860    | 掃除機・HD メモリー・マウス×3               |
|           |                       | 夢咲保育園       | 59,846    | 掃除機, HD メモリー, SD カード他           |
|           |                       | 小計          | 1,376,472 |                                 |
| 平27年8月12日 | unico 神戸              | 認定こども園さつぼろ夢 | 30,177    | プランター, 棚                        |
|           |                       | 認定こども園しらゆき夢 | 30,177    | プランターと棚                         |
|           |                       | のぞみ夢保育園     | 30,177    | プランター, 棚                        |
|           |                       | 夙川夢保育園      | 30,177    | プランター, 棚                        |
|           |                       | つぼみ夢保育園     | 30,177    | プランター, 棚                        |
|           |                       | ゆめいろ保育園     | 30,177    | プランターと棚                         |
|           |                       | よこはま夢保育園    | 30,177    | 木製プランター・棚                       |
|           |                       | 認定こども園下鴨夢   | 30,177    | プランター, 棚                        |
|           |                       | 紅葉夢保育園      | 30,177    | プランター, 棚                        |
|           |                       | 高輪保育園       | 30,177    | プランターと棚                         |
|           |                       | 桜保育園        | 30,177    | プランター, 棚                        |
|           |                       | 山手夢保育園      | 30,177    | プランター, 棚                        |
|           |                       | 西宮夢保育園      | 30,177    | プランター, 棚                        |
|           |                       | 西北夢保育園      | 30,177    | プランター, 棚                        |
|           |                       | 日吉夢保育園      | 30,177    | 木製プランターと棚                       |
|           |                       | 姫路保育園       | 30,177    | プランター, 棚                        |
|           |                       | 姫路保育園イーグレ分園 | 30,177    | プランター, 棚                        |
|           |                       | 浜風夢保育園      | 30,177    | プランター, 棚                        |
|           |                       | 認定こども園夢     | 30,177    | プランター, 棚                        |

|  |  |             |           |           |
|--|--|-------------|-----------|-----------|
|  |  | 認定こども園夢遊喜分園 | 30,177    | プランター、棚   |
|  |  | 夢の園保育園      | 30,177    | プランター、棚   |
|  |  | 夢の島保育園      | 30,177    | プランター、棚   |
|  |  | 夢花保育園       | 30,177    | 木製プランター・棚 |
|  |  | 夢咲保育園       | 30,177    | プランター、棚   |
|  |  | 小計          | 724,248   |           |
|  |  | 合計          | 2,100,720 |           |

他に、上記類似の事案としては、のぞみ夢保育園の事業用資産に計上されている「プラズマテレビ（エントランス）」458,500円（平成24年5月29日取得）についても、現物は理事長宅で私用に供されていたが、兵庫県の検査後に理事長とLで同保育園に返した、との情報もある。

(5) **研修旅費**として支出されている**海外渡航費**（ドバイ他）について

平成27年9月のスペインでの環太平洋幼児教育学会に理事長とBが参加したとされるヨーロッパ旅行の経費処理について、平成28年5月11日に実施された兵庫県と姫路市の合同特別監査により、クレジットカード利用履歴から旅程にない中東のドバイを訪問、滞在していたことが検出された。

その際に確認された旅程表（法人の請求書綴りに綴り込まれているもの）はドバイ訪問の記載がないものであったが、指摘を受けた後に提出された旅程表は、ドバイの保育関係者を訪問したかのような記載がなされたものであり、私的な海外旅行を研修旅費として偽装を試みたのではないかと、との疑惑が残る。

なお、旅行代金1,403,860円（6日間の行程の内2日間がドバイ）は研修研究費で、ドバイで費消された宿泊税、飲み物等のクレジット利用代金136,434円は旅費交通費で本部経費処理されている。少なくとも、業務関連性のない部分は個人負担すべきであったと思われる。仮に、研修教育費を行程上の日数割りで個人的経費とするなら、次のような修正仕訳が行われるであろう。

未収入金 604,387 / 過年度損益修正 604,387

(6) リゾートトラスト（エキシブ会員権）芦屋ベイコート倶楽部

平成27年7月30日に法人会員として入会、契約している。同会は会員が全国各地の施設を利用できるシステムであるが、本契約会員の拠点となる「芦屋ベイコートクラブ」は平成30年1月26日に竣工予定の施設であり、いまだ未完成の状態である。平成28年5月11日の兵庫県と姫路市の合同特別監査で確認されているが、その際は深く追求は

されていないようだ。特別監査後、新人歓迎会の景品として利用券が配られたり、園長会等で従業員の申出により各施設を利用できるように説明する文書が配布されているが、本調査の経緯から判断すると、偽装ではないか、との疑念は拭いがたい。

リゾートトラストにはA、B、I、Fの親族4名がメンバー登録カード会員として登録、カードは同4名が占有している。親族利用履歴としては平成27年末に家族旅行で京都の施設を利用している（ただし、法人から経費負担された記録はないように思われる）ことが確認されており、今回の不祥事が確認されていなければ、今後どのような利用をされていたかは疑問が残る。しかしながら、平成27年7月16日の理事会で職員の福利厚生施設として、入会が機関決定されており、手続きとしては瑕疵は無く、これまでの利用履歴を根拠として問題を断定することは困難と思われる。

#### 芦屋ベイコート倶楽部に関する契約内容（抜粋）

契約日 2015年7月30日

##### 1. 不動産売買契約に関する金額等

|        |            |                   |
|--------|------------|-------------------|
| 売買代金総額 | 19,368,257 | （内消費税 1,368,257円） |
|--------|------------|-------------------|

##### 2. 施設利用契約に関する金額等

|     |            |                |
|-----|------------|----------------|
| 登録料 | 13,392,000 | （内消費税992,000円） |
|-----|------------|----------------|

|       |           |  |
|-------|-----------|--|
| 償却保証金 | 3,600,000 |  |
|-------|-----------|--|

|    |            |  |
|----|------------|--|
| 小計 | 16,992,000 |  |
|----|------------|--|

|         |            |  |
|---------|------------|--|
| 総額（1＋2） | 36,360,257 |  |
|---------|------------|--|

#### 支払スケジュール

|            |         |        |
|------------|---------|--------|
| 2015年7月30日 | 100,000 | 手付金として |
|------------|---------|--------|

|            |            |  |
|------------|------------|--|
| 2015年7月31日 | 20,492,000 |  |
|------------|------------|--|

|                 |           |      |
|-----------------|-----------|------|
| 2016年10月26日（予定） | 7,200,000 | 現在未払 |
|-----------------|-----------|------|

|                |           |    |
|----------------|-----------|----|
| 2018年1月26日（予定） | 8,568,257 | 同上 |
|----------------|-----------|----|

|    |            |  |
|----|------------|--|
| 合計 | 36,360,257 |  |
|----|------------|--|

V その他（行政監査等による）指摘項目他、本文中に指摘していない項目等一覧表

| 項 目               | 指摘事項等の概要                                                                                              | 評 価                                                                                                                                                                          |
|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 公用車の私物化           | 法人名義の公用車について、親族による私物化の疑義がある。                                                                          | 3台ある公用車のうちレクサスRXについては、第3の3Ⅳ(3)参照。それ以外の2台については、AとBが実質的に占有状態にあり、私用に利用している可能性はあるが、両名は役員であること及び本部と東京に1台ずつということを勘案すれば、私物化と指摘するまでには至らなかった。                                         |
| 海外研修と称した旅行        | 研修旅費として支出している海外渡航費について、私的な海外旅行が含まれている疑義がある。                                                           | 第3の3Ⅳ(5)参照。なお、本文に記載したもの以外にも、オーストラリア研修やバリ島研修に紛れてシンガポール観光を行っていた、との情報もあるが、時間的制約から今回の調査の対象外とした。今後の調査に委ねたい。                                                                       |
| E宅のホームセキュリティ費用の負担 | E宅のホームセキュリティについて、シスナブ御津のセキュリティであると装い、セキュリティ費用相当額がシスナブ御津の経費として支出された。                                   | 総勘定元帳を閲覧したところ、業務委託費として毎月11,880円が計上されている。これに関して、2002年11月19日利用開始のセコム・ホームセキュリティご利用申込書（当初の月額料金11,000円（税別））によれば、利用先住所がE宅となっており、兵庫県他の指摘事項の内容は相当であると考ええる。                           |
| シスナブ御津の修繕費水増し     | シスナブ御津の修繕工事について、その金額に疑義がある。施設側で起案した修繕工事に関して、法人本部において複数の工事を集約して再度見積りを行った結果、当初施設側が見積りを徴した金額よりも高額となっている。 | 兵庫県他からの情報によれば、シスナブ御津の修繕工事にかかる当初施設側で起案した金額と最終的に法人本部から提出された起案書添付の業者作成見積書との間では、後者が913,680円高額となっており、その差額については自宅の修繕費が紛れ込んでいるとの情報がある。今回は時間的制約により、その当否について結論を出すに至らなかったが、今後の調査に委ねたい。 |
| 実態を伴わない修繕費の支出     | 平成25年9月請求を受け、10月に支払ったシスナブ御津の修繕工事について、その修繕実態に疑義がある。                                                    | 平成25年9月30日付の請求書及び平成25年7月25日付の見積明細書において、工事実施日ないし実施予定日に関する記述はなく、また、施設における修繕工事の起案書がない、との兵庫県他からの情報を考慮すれば、指摘事項の内容は相当であると考ええる。                                                     |
| 私的流用の疑いのある支出      | 婦人服、ベビーカー等について、園で利用する等と装い、購入費用相当額がよこはま夢保育園、日吉夢保育園、ゆめいろ保育園の経費として支出された。                                 | 保育材料費として計上している婦人服やベビーカーについて、当該婦人服の写真を見る限り、職員が劇で使用するために婦人服を購入したとする購入理由には無理があると思われること、また、ベビーカーに関しても、1人用は保育現場で使わないとの意見もある（横浜市からの情報）ことを考慮すれば、指摘事項の内容は相当で                         |

|          |                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|          |                                                                                                                                                                               | <p>あると考える。</p> <p>なお、これら以外にも、私的流用の疑いがある支出として、土産物や食材等様々なものが報告されているが、時間的制約から今回の調査の対象外とした。今後の調査に委ねたい。</p>                                                                                                                         |
| 不適切な会計支出 | 理事長個人の時計修理代について、法人本部の修繕費と装い、修理代相当額が法人本部の経費として支出された。                                                                                                                           | <p>平成27年10月26日、本部の修繕費において時計修理代として56,754円が計上されている。これに関して、修繕対象の時計がBVLGARIの時計であること、代金引換領収書の受取人電話番号が携帯電話番号であること、平成28年8月29日に理事長から当該金額の返金を受けていることから、当該修繕費は、理事長個人の時計修理代を法人の修繕費として装った私的流用事案であると考え。</p>                                 |
| 不適切な会計支出 | 私用の旅費（山口県との往復費用など）や勤務実態のない期間や産休育休中の旅費について、法人の経費として支出している。                                                                                                                     | <p>Fの休暇中の平成27年12月～28年3月の期間に、出張に係わる旅費交通費として会計処理されていた新幹線料金80,670円が本部の帳簿記録から検出されている。これ以外の私用の旅費に関しては、時間的制約から今回の調査の対象外とした。今後の調査に委ねたい。</p>                                                                                           |
| 不適切な会計支出 | 理事長が交通系ICカードにチャージした金額を、旅費交通費として計上している（月平均4～5万円）。                                                                                                                              | <p>理事長が交通系ICカードにチャージした金額、チャージした事実を示す領収書に基づいて旅費交通費として計上している（月平均4～5万円）。</p> <p>交通系ICカードにチャージしたという事実だけでは、公務で公共交通機関を利用料金に充当したのか私的な買い物に充当したのか、その使途が不明である。また、理事長の移動には主に公用車が利用されていたと思われることを勘案すれば、かかる費用が旅費交通費としての実態が備えていたのか、疑問が残る。</p> |
| 不適切な会計支出 | <p>保育園では使用していないものの領収書等が散見される。</p> <p>例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関東地区では使用していないキノコ</li> <li>・デパートで購入することはないはずの食肉</li> <li>・保育園では使用していない携帯電話2台分</li> </ul> | <p>時間的制約から今回の調査の対象外とした。今後の調査に委ねたい。</p>                                                                                                                                                                                         |

|  |                |  |
|--|----------------|--|
|  | ・ 紳士服          |  |
|  | ・ i・Tune の利用代金 |  |

## VI 会計関連事項における心証

本稿の会計に関連する調査の全体を通して受けた心証はすこぶる悪いものである。理事長親族が関連する会計取引に関しては、「内部統制は無い」といって過言ではない。平成29年度から特定社会福祉法人の会計監査人設置が義務化される予定であり、当法人はその対象になるものと思われる。

仮に、内部統制の存在を前提とする会計監査人監査の受嘱の可否を判断するケースであれば、関与予定先の経営者の誠実性及び統制環境に重大な疑義があり、この状態であれば、会計監査人から受嘱を辞退される可能性が十分にある法人ではないかと考える。

### 4. ガバナンスの問題点について

#### (1) 理事会の形骸化，理事長の専横，理事会決議の利用

以下の1つ1つの事案の適用状況については、形式的には規程に則ったものといえるかもしれない。しかしながら、理事長一族の利益に供するタイミングでの各種手当ての創出時等、折々に規程の改訂等が次々と承認されている（特に、平成27年度は同一年度に同一項目「赴任手当」の改定を3回も繰り返している。）ことを踏まえると、社会福祉法人の意思決定機関であり理事の職務執行を監督する機関としての理事会の機能が形骸化し、むしろ理事長に理事会決議を利用され、実質上の権限が理事長に集中しているものと考えられる。理事会の監督機能及び内部統制に対する姿勢にも大いに疑問を感じる。

| 規程の改訂など                                                                                                                        | 関連する項目                                                                                                 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ・平成24年3月12日の理事会において、「社会福祉法人夢工房職員の専門資格の取得等に関する内規」が新設され、平成24年4月1日より施行された。（Fの大学院入学が同日付）                                           | ・平成24年4月1日には、Fが[ ]大学大学院へ入学、翌年の平成25年4月1日には、Iが[ ]専門学校へ入学し、以下の支出を法人が負担し、本部の研修費として計上された。<br>[ ]大学大学院       |
| ・平成24年12月28日の理事会において、「法人本部システム部門配属の為の技術習得の研修として、コンピュータ専門学校に通学するもの」と報告しているが、Iの件は添付書類に小さく記載して、特に説明がなければ気がつかないように紛れ込ませていたように思われる。 | 平成24年9月14日 352,500円<br>平成25年4月24日 353,000円<br>平成25年11月7日 353,500円<br>[ ]専門学校<br>平成24年12月19日 1,429,900円 |

|                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                            |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                                                                                                                                         | 平成25年12月13日 1,486,500円                                                                                                                                                                                                     |
| ・平成26年1月30日の理事会において、職員用の宿舎として、港区のマンションの賃貸借が承認された。（事後承認）                                                                                                 | ・平成26年1月23日付で同マンションの賃貸借契約書を締結し（家賃月額333,000円、管理費月額50,000円）、Bが利用している。                                                                                                                                                        |
| ・平成26年1月30日の理事会において、給与規程が改訂され、赴任手当支給基準（上限）及び法人負担家賃限度額の見直しが行われた。これにより、東京目黒の夢花保育園園長クラスの赴任手当の上限及び法人負担家賃の限度額はいずれも改訂前の月額150,000円から50,000円増額され月額200,000円となった。 | ・Bの給与から個人の家賃負担額として家賃及び管理費の半額に相当する月額191,500円を控除するとともに、赴任手当として月額200,000円を支給している（平成26年3月分給与）。                                                                                                                                 |
| ・平成27年5月18日の理事会において、給与規定が改訂され、赴任手当の支給対象者が変更された（主任以上であったものが副主任以上へ拡張）。また、出向手当が新たな支給項目として新設された。                                                            | ・平成27年4月1日付でIは社会福祉法人全国社会福祉協議会へ出向しており、調整手当として月額30,000円を支給している（平成27年5月分給与）。                                                                                                                                                  |
| ・平成27年11月16日の理事会において、給与規定が改訂され、赴任手当の支給対象者が変更された（理事長もしくは専務理事の承認を条件に対象役職者以外にも赴任手当が支給可能）。なお、当該改訂は平成27年4月1日に遡及して適用された。                                      | ・通勤届・住所（変更）届によれば、Fは平成27年8月29日に神戸市中央区のマンション●●●号室から同▲▲▲号室へ住所変更したと思われる。この住所変更に伴い、赴任手当として月額70,000円支給が開始されている（平成27年9月分給与より）。                                                                                                    |
| ・平成28年3月14日の理事会において、給与規定が改訂され、赴任手当の支給対象者が変更された（理事長もしくは専務理事の承認を条件に休職中であっても赴任手当が支給可能）。                                                                    | ・平成28年1月20日からFは育児休業中であるが、赴任手当として月額39,000円支給している（平成28年1月～6月分給与）。なお、育児休業給付金は休業開始後の賃金と開始前6ヶ月間の賃金総額との比率が13%以下で全額支給される制度となっている。<br><br>その後、平成28年7月以降は再び70,000円の赴任手当支給に戻っているが、休業開始後181日目以降は、育児休業給付金は上記の割合が（13%から）30%以下になっても満額支給さ |

|  |                                              |
|--|----------------------------------------------|
|  | れる「育児休業給付金」制度に対応しているもの<br>と思われる。(第3の3Ⅱ(3)参照) |
|--|----------------------------------------------|

- (2) 出怠勤記録の押印，編集作業等の偽装を暗黙裏に指示していたか（内部統制の無効化）  
 毎年の通常監査前には内部監査と称して理事長自らが各園に訪問し，押印の有無等を確認していた。各担当者は特に個別の指示が無くても自発的に押印しなければならない雰囲気  
 の醸成があったものと思われる。

- (3) 理事長，Bはチェックの対象外（内部統制の埒外取引）

親族関連取引に関しては，例えば工事完了報告と工事前後の現況をチェックする体制の  
 埒外となっていること，納品書と現物のチェック体制の埒外，立替経費等の支払承認の埒  
 外（理事長はアメックスカード決済，本人現金立替事後精算時に決裁権乱用し自己承認，  
 Bは個人カードの私的支払を法人へ付け替え，Iは iTunes Store 利用料金決済），領収  
 書の分割・偽装処理・イロイロと書いての指示（B），領収書の転用（理事長），理  
 事会議事録偽造（簿外借入），能力給等お手盛り評価，理事会承認事項の遡及適用処理，  
 旅程表偽装指示，等々，枚挙にいとまがない。

## 5. 関係者の法的責任について

### I 簿外債務についての法人，関係者の責任

- (1) 金融機関からの借入れの責任について

#### ア 未払いの簿外債務について

平成28年5月末日現在も，播州信用金庫に証書借入金残高13百万円，但馬銀行姫路  
 支店に50百万円の当座貸越，合計63百万円（詳細には，62，699，401円）の  
 簿外借入金が，存在することが明らかになっている。この借入は，理事会の議決など正式  
 な手続きを経たものではなく（定款施行細則4条8号で，金銭の借入は，理事会の議決事  
 項とされる。），夢工房としては，直ちに，62，699，401円全額の返済を，金融  
 機関に対して行い，簿外債務を解消すべきである。

また，夢工房が金融機関から借り入れた（借り入れたことになっている）簿外債務は，  
 前理事長，ないしは現理事長個人に仮払いされていることになるところ，夢工房が簿外債  
 務を返済することにより生じる63百万円の不足を補うために，現理事長は，夢工房に対  
 して，直ちにこの仮払金の返済を行うべきである。

この点，これまで簿外債務の金融機関への返済は，現理事長に支払われた給与の振込口  
 座から毎月の支払われていることからすれば，今後も，現理事長の個人資産から，分割し

て法人に返済すれば足りるのではないか（期限の利益が存在するのではないか）との見方もできないではないが、前理事長ないしは現理事長に対する仮払いは、何らの手続きを経ない違法行為であり、直ちに返済を求めることができる应考虑すべきである（仮払時からの遅延損害金を含めて返済を求めることができるという考え方も成り立ちうる。）。

また、簿外債務を借入れ、仮払いを受けたのは、現理事長が代表を務める時期ではなく、前理事長が代表を務めていた時期であり、現理事長が責任を問われるのかという点についても、検討の余地があるが、現理事長は、簿外借入を始めた当時から財務関連の実権を既に握っており、これら簿外借入等のスキームは前理事長のJよりも詳しく把握していたとの情報もあること、平成25年12月に前理事長から理事長を引き継いだ後も、現理事長の口座から返済を継続し続けており、違法状態を解消しようとしていなかったこと、むしろ簿外借入を解消しようとするどころか、議事録を偽造してまで、借り換え、更新をしていることからすると、簿外借入が始まった時期が前理事長の時期であることを理由に、現理事長が責任を免れるわけではないので、結論に影響を与えないと考える。

#### イ 既払いの簿外債務について

金融機関からの簿外債務120百万のうち、57百万円が金融機関に、現理事長（ないしは前理事長）から、分割返済されている。したがって、この部分について、夢工房は、金融機関に対しては、返済義務を負わない。

一方、前理事長ないしは現理事長は、仮払時からの遅延損害金を含めて返済しなければならないという考え方に立てば、この遅延損害金分の支払いはないので、現理事長に支払いを求める余地がある。

#### ウ 簿外借入に伴う現理事長の刑事責任

金融機関から平成9年ころ、理事会の議決などを経ずに、120百万円の簿外借入を行い、これを前理事長ないしは現理事長が取得した上で、夢工房に寄付を行った蓋然性が高く、こうした事実を前提とすれば、金融機関から借り入れた金員を、業務上出し入れが可能な状況を利用して、領得したものと評価でき、120百万円の業務上横領罪（刑法253条）が成立する余地がある。

また、借入には理事会の議決がある以上、理事会の議決を経ない簿外債務だと分かれば、金融機関としては貸付を行わないので、理事会の議決を経たかのように装って、貸付を受けたとすれば、金融機関に対する詐欺罪（刑法246条）も成立する。

ただ、業務上横領罪も、詐欺罪も、法定刑は10年以下の懲役とされ、公訴時効は7年とされるので（刑事訴訟法250条2項4号）、平成9年ころの行為について、これらの刑事責任を問うことはできない。この点について結論を出すには、実際の貸付がいつどの

ようになされたか解明する必要がある。

もっとも、現理事長は、平成9年に簿外借入をしたあと、偽造された理事会議事録を用いて、借り換えをしているものがあるが（播州信用金庫からの借入）、金融機関は理事会議事録が偽造されていると分かっていたら、借り換えを認めなかったであろうから、理事会議事録を偽造し、用いた点については、行使の目的で、事実証明に関する文書を偽造しこれを用いたものとして、有印私文書偽造、同行使罪（刑法159条、161条）が、虚偽の理事会議事録を使用して借り換えさせた点については、詐欺罪が成立する。

また、現理事長は、理事会議事録を偽造して、簿外借入を更新し続けているものもあるところ（但馬銀行からの借入）やはり、金融機関は理事会議事録が偽造されていると分かっていたら、更新を認めなかったであろうから、上記と同様に、有印私文書偽造、同行使罪（刑法159条、161条）と詐欺罪（刑法246条）が成立する。しかも、これらの罪は、更新のたび毎に成立しうる。

なお、簿外借入の更新によっては、金融機関から新たな金員の出捐はないのではないかという点が問題となるが、本件の取引では、更新の際に実際の金銭の動きがあるようであるし、そうでなくても金融機関は、更新の度ごとに違法な貸付の返済を求める機会を失っていると言えるので、詐欺罪を成立させることに不都合はないと考える。金融機関に新たな実際の出捐がないことは、量刑として考慮されるに過ぎない。

## （2） L家からの個人的借用にかかる責任

この度の調査では、理事長の義父であるHから何らかの資金的提供があったか（少なくともこの点については、資金的提供があった蓋然性が高いとまでは言える複数の痕跡がある。）、あったとしてその資金的提供は貸付なのか贈与なのか、貸付があったとして借主は夢工房か、前理事長ないし現理事長個人か、借入の額はいくらかなどについて、本調査では、結論に至らなかった。

仮に、夢工房が、Hから借入を行い、この資金が前理事長や現理事長に提供されて、夢工房に寄付がなされ、見せ金として利用されたのであれば、金融機関からの簿外借入と同様の状況となり、未返済額について、現理事長は返済の義務があると言える（ただし、夢工房が借り入れたとすれば、記録が残っているはずであるが、そうした記録が見当たらないので、その可能性は低い。）。

一方、Hから貸付があったとしても、貸付を受けたのが夢工房ではなく、前理事長や現理事長であった場合は、現理事長からH（ないしはその相続人）に返済義務が生じることとはあっても、夢工房に返済義務は生じないし、Hが、前理事長や現理事長に贈与したので

あれば、返済義務さえ生じず、理事長はこの点について、何らの責任を問われたいとの見方でもできる。

しかし、公にされないHからの貸付があった場合でも、贈与があった場合でも、Hの配偶者であるGに対する架空給与の支払いは、過去の便宜に対する見返りではないかとの疑念を生じさせることになり、そうだとすれば、Gに対する架空給与の支払いは、背任的な色彩が濃くなるのではないかと思われる。

何らの捜査権限も持たない本調査では、理事長らの個人資産の出入りにまで切り込むことはできず、シスナブ御津設立の際の寄付の原資について、完全には解明されていないので、上記のとおり、仮定的に責任に言及せざるを得ないが、不正が行われた動機に関わる極めて重要なことであるので、今後も調査を継続する必要がある。

## II 給与等（架空）、研修研究費、マンション居住経費負担等の責任

### (1) 理事長Aに対する支払いの責任

ア 理事長は、月額、本人給として131千円、能力給として1,161千円の基本給、323千円の管理職手当を取得している。本人給に比して、能力給が約9倍と大きく、変更しても影響の少ない能力給を操作して、お手盛りの自らの給与を増額したのではないかと懸念も拭い切れないが、夢工房の運営自体については、大過なく勤めていること、黒字の法人の代表者の給与、手当としては、絶対的に高額過ぎるとまでは言えないことから、これらの給与、手当の支払いを、本調査では違法、不当とまで認定することはしなかった。

イ 理事長は、神戸市中央区のマンションを借上社宅として使用し、家賃300千円の半額の150千円を法人に負担させ、残りの150千円は、個人負担と言いながら、赴任手当によって、補填している。

借上社宅は、A家の親族についてしか存在しておらず（新入保育士などに対する自治体からの補助による借上などはあるようであるが、そうしたものは別枠である。）、理事長であるAが、自己の便宜を図ったのではないかと（理事会の議決や予算の裏付けがあったとしても、理事会が形骸化しており、権限濫用の懸念が直ちに払拭されるわけではない。）との見方も十分に可能であるが、法人代表者が、法人が借り上げた社宅に住む例が、世間にないわけではなく、この点について、本調査では、違法、不当とまで認定しなかった。

ウ 給与規程17条では、通勤時間が1時間以上のため、所属施設付近の賃貸住宅に転居し、家賃が新たに発生する場合に赴任手当を、理事長の承認により支払うことができるところ、北は札幌から南は那覇に至るまで、日本各地に拠点を有する法人の代表者である

Aの生活の拠点が姫路市の実家に残ったままとは言いがたく、日常の生活を送っている神戸市中央区に生活の拠点があるというべきであるから、現在の状況を神戸に「赴任」しているということは、社会通念の語感からは逸脱していると思える。また、赴任手当の支給される趣旨は、他に生活の拠点を有しながら、勤務の都合上、二重の出費を補填してあげるところにあるものと思われるが、おおよそ姫路の実家を生活の拠点としていない理事長にとって、二重の出費が課されているわけではなく、赴任手当支給の趣旨からしても、この赴任手当の支給は妥当性を欠くものと思える。特に、この住居は、法人による借上住宅として、家賃の半額は法人により負担されている。にもかかわらず、さらに赴任手当を法人から受けるとすると、赴任手当の二重支給に近い形になり、この点でも、妥当性に疑問が生じる。

したがって、赴任手当を受けていることについては、理事長による権限逸脱行為として返還を求める必要があるのではないかについては、今後の検討課題となる。

## (2) 統括園長Bに対する支払いの責任

ア 統括園長は、月額、本人給として131千円、能力給として535千円（さらに、関東圏の給与とは別に法人本部からも能力給が380千円）の基本給、133千円の管理職手当を取得している。本人給に比して、能力給が約4倍（法人本部からの支給分を併せると約7倍）と大きく、理事長が能力給を操作して、自身の妻である統括園長にお手盛りの給与を増額したのではないかと懸念も拭き切れないが、法人の保育部門全体に関わる重責を負う役職についていることから（一方で、夢花保育園の施設長、園長の立場にあり、その職責を全うできなくなっているのではないかと懸念もあるが。）、絶対的に高額過ぎるとまでは言えず、これらの給与、手当の支払いを、本調査では違法、不当とまで認定することはしなかった。

イ 統括園長は、東京都港区のマンションを借上社宅として使用し、家賃、管理費合計383千円の半額の191.5千円を法人に負担させ、残りの191.5千円は、個人負担と言いながら、赴任手当の200千円で補填している点は、理事長と同様である（法人負担額と赴任手当額を合計すると、家賃、管理費合計額を超えるので、理事長よりも手元に残る額は大きい。）。

先にも述べるとおり、借上社宅は、A家の親族についてしか存在しておらず、理事長であるAが、親族の便宜を図ったのではないかと（理事会の議決や予算の裏付けがあったとしても、理事会が形骸化しており、権限濫用の懸念が直ちに払拭されるわけではない点も理事長の場合と同様である。）との見方も十分に可能であるが、やはり理事長の場合と同様に、この点について、本調査では、違法、不当とまで認定することはしなかった。

赴任手当については、夫で理事長のいる神戸市中央区から東京都港区に赴任しているとみれば、「赴任」という意味合いからも、赴任手当を支給する趣旨からも、支給が不当とまではいえない。しかしながら、統括園長の住む住居は、法人による借上住宅として、家賃の半額は法人により負担されているにもかかわらず、さらに赴任手当を法人から受けることになり、赴任手当の二重支給に近い形になる点は、やはり疑問と言わざるを得ない。

(3) Fに対する支払いの責任について

ア 勤務実態の伴わない給与（架空給与）について

Fは、大学卒業後、平成22年4月から平成24年4月に大学院に入学するまでの間、ほとんど勤務実態がなかったとの複数の証言を得ている。また、この間、大学院受験のために、出身大学に通ったり、予備校に通っており、勤務の実態がなかったことは、F自身が認めている。

なお、ごく稀に夢工房への出入りがあったようであるが、大学新卒で年額2,500千円にもなる勤務があったと言えるためには、それに相応する勤務実態や勤務の成果が必要であり、ごく稀な出入りがあったからといって勤務実態があると評価することはできない。

この点、理事長は、Fが大学院に進学して取得しようとしている臨床心理士の資格は、保育所でも有益な資格で、そうした資格を目指す人材を育成するのも法人の役割であるから、大学院受験のために勉強をすることも勤務に当たると強弁する。しかしながら、Fからの聞き取りによれば、大学院受験のための予備校に通っていたのは、平成22年秋から1年程度で、その時間帯は夕方から夜10時くらいまでだったということであり、なぜ、予備校に通い始めるまでの期間出勤しなかったのか、なぜ、予備校が始まるまでの日中の時間通勤しなかったのか説明がつかないこと（なお、日中は、出身大学に通っていたという弁解もあったが、それでもすべての時間が埋まるわけではないであろう。）、そうした資格取得のための勉強は、勤務時間外に、自らの資質向上のために行うというのが、世間の一般的な価値観であろうことなどからすれば、大学院受験のための勉強を勤務に当たると考えることは到底できない。

したがって、この間の勤務実態を認めることはできず、Fは、この間に受け取った給与4,954,344円を夢工房に返還しなければならない。また、こうした状況を画策し放置した、理事長もその責任を免れることはできず、Fとともに連帯して、返済の責任を負うことになる。

イ 次に、Fは、平成24年4月から平成26年3月までの間、大学院に進学しており、通勤はなかったところ、専門資格取得に関する内規があるので、この間、勤務実態が確認で

きなくとも給与支払いは可能という見方もできなくはない。しかし、後記第3の5Ⅱ(5)で述べるとおり、内規によって夢工房が進学費用の負担をすることは、権限を濫用した無効なものであり、正当化できないので、大学院進学をもって勤務があったこととみなすわけにはいかない。

そこで、給与を支払うべきか否かは、純粋に勤務実態があったか否かによって決すべきであるが、大学院での勉学が基本であった以上、勤務実態は認められない（この点も、F自身が認めている。）。また、大学院に進学しているといっても、法人の常勤職員というのであれば、大学院の授業の合間や夏期、冬期などの長期休業中は出勤は可能と思われるが、そうした出勤については全く認められない（大学院入学前と同様に、勤務実態がなかったとの証言があるし、夢工房では出勤に静脈認証を用いており、勤務実態があれば、その立証は容易であるが、静脈認証を用いた出勤履歴がない。勤怠記録が、後に都合良く編集されていることは、実際に勤務実績がないことの裏返しでもある。）。

したがって、Fは、この間に受け取った給与5,905,214円も夢工房に返還しなければならない。こうした状況を画策し放置した理事長も、Fとともに連帯して、返済の責任を負うことは、大学院に入学するまでの状況と同様である。

ウ Fは、平成27年8月に、神戸市中央区のマンションの別のフロアに住所変更したことを理由に、赴任手当が理事長判断で支給されている。

しかしながら、この転居は、婚姻に基づいて新しい新居に転居したものであり、生活の本拠をどこに残したまま、別の場所で生活を始めたわけではないこと、同じマンションの別のフロアに移ったとしても、格別、これまでと異なる負担が生じるとは考えられないこと、こうした状況で、赴任手当を支払った他の例は確認できなかったことなどから、この赴任手当の支給は、理事長が、Fが自分の娘であることから、特別の配慮をした権限濫用行為と言うほかなく、この支給を受けたFは、赴任手当を返還しなければならない。平成28年3月までの赴任手当の額は、233,955円となる。

また、こうした状況を画策した理事長もその責任を免れることはできず、Fとともに連帯して、返済の責任を負うことになる。

#### (4) Iに対する支払いの責任について

ア Iは、平成25年4月から平成27年3月まで専門学校に通っているところ、専門資格取得に関する内規があるので、この間、勤務実態が確認できなくとも給与支払いは可能という見方もできなくはないが、これをもって勤務があったとみなすわけにはいかないことはFと同様である。また、夢工房の常勤職員というのであれば、授業の合間などに出勤は可能と思われるにもかかわらず、そうした出勤が確認できないなど勤務実績が認められない

以上、Iは、この間に受け取った給与を返還しなければならないという点、こうした状況を画策し放置した理事長も、連帯責任を負う点ともに、Fの場合と同様である。

その額は、2年間で、6,698,494円に上る。

イ Iは、平成27年4月以降、夢工房外に出向しているが、出向に関する協定書に基づき、給与のうち固定給部分は、出向元である夢工房が負担している。

実際の勤務は出向先であるにも関わらず、出向元である夢工房が給与の固定給部分を負担しているとなれば、出向先の負担がなくても法人にメリットがあるといえるだけの十分な根拠が必要であると思われるところ、この点の調査については時間的制約の中で、行えていない。出向させた経緯などを含めて、今後、調査検討を行う必要がある。

#### (5) F及びIの学費について

Fが通学した[ ]大学大学院の授業料、およびIが通学した[ ]専門学校の授業料に関して、「社会福祉法人夢工房職員の専門資格の取得等に関する内規」に基づいて、支払いがなされており、この学費の支払いに違法性はないとの見方もあり得る。

しかしながら、当該内規が、Fが大学院に行くことがきまる直前の理事会で新設された規程であること、F、I以外の職員に当該内規が適用された事例がないこと、そうした内規について職員には知らされていないという情報のあること、あえてこのとき、F、Iを大学院や専門学校に行かせて資格をとらせる必要があるのか説明された形跡がないこと、自腹ですでに資格を有している者を採用せずに、入職間もないFやIに資格を取らせなければならなかった合理的理由が見られないこと（すでに勤続年数が経過する者に経験を積ませるために資格を取らせるといっているのであれば、分からなくもないが、本件はそれには当たらない。）などからすれば、夢工房の費用で、身内のFやIを進学させようとしたに過ぎず、（仮に内規があったとしても、）権限濫用行為に当たるから、当該内規の適用は、違法、無効と言わざるを得ない。

この点、理事長は、他の職員がこの制度を利用したことはないことを認めながら、その理由は、たまたま職員から制度の利用を申し出てこなかったからと弁解する。しかし、理事長が職員に中型自動車運転免許の取得を勧めていたという情報があること、当該内規には中型自動車運転免許の取得についても適用されることとなっていること（当該内規4条1項エ）、しかしながら、他の職員に対して、理事長が当該制度の申請を勧めたことはなく、他の職員は自腹で運転免許を取得していたことなどからすると、当該内規を身内以外に適用しようと考えていたとは考えられず、不合理な弁解と考える他ない。

したがって、本来、この学費の負担をしなければならなかったF、Iの親である理事長

は、Fの大学院の学費1,059,000円、及びIの専門学校の学費2,916,400円を返還する義務を負う。

(6) Gに対する支払いの責任について

ア 理事長の義母であり、統括園長の実母であるGは、姫路保育園イーグレ分園に所属していたところ、聞き取り調査によっても、勤務の形跡が見られず、出勤簿の押印も、職員が監査前などにまとめて行っていたに過ぎないことが伺え、少なくとも平成22年4月以降の勤務実態は認められない。

したがって、平成22年4月以降にGに支払われた給与、12,523,182円は少なくとも架空給与として、Gが返還しなければならない。

Gによれば、平成9年から、当時の駅前姫路保育園で働き始めたが、姫路保育園イーグレ分園に引き継がれて、しばらくしてからは、体調が優れず、しんどい場合は行かないことが多くなったとのことである。また、給与をもらっていることを悪いなと思って、自宅に近い姫路保育園に行き帰ることがあるとも弁解するが、職員に声をかけるわけでもなく、依頼された職務をこなすわけでもなく、おおよそ勤務とは言いがたい。

姫路保育園イーグレ分園の開園は平成19年4月であるところ、平成22年3月以前も、これに近い実態しかないことがはっきりすれば、この部分についても、架空給与として返金を求めることができる。今後の検討の課題としていただきたい。

イ 次に、Gは、理事長の義母であるから、Gが高齢で、体調も思わしくなく、勤務に耐えられないことを、理事長は認識していたはずである。

一方、理事長は、姫路保育園、イーグレ分園の監査などに毎年立ち会っており、少なくとも、Gに給与が支給されていることに気づき得た立場にあったし、理事長自身もGに給与が支給されていたことは知っていたと述べている（G自身も、Gが給与をもらっていることは理事長も、統括園長も知っていたはずと述べている。）ところ、理事長は、十分な働きのないはずの者が給与の支払いを受けているという矛盾を見過ごし、漫然と給与の支払いを続けて、夢工房に損害を負わせたという責任は大きく、理事長もGと連帯して、架空勤務分の給与を返還しなければならない（理事長も、身内であり、夢工房の功労者であるGに甘い対応になったことを認めている。）。

さらに、理事長は、Gが、勤務していない、ないしは勤務に耐えられないことを知っていたにもかかわらず、Gに給与を得させる目的で、これをあえて放置していたのか、Gに架空給与を得させることについて、故意、悪意まであったのが問題となるところ、前述

のとおり、理事長は、義母であるGに給与が支払われていたこと自体は知っていたが、Gの勤務実態は知らなかったなどと弁解して、故意、悪意まであったことを否定するようであるが、Gが理事長の身内であることを考えると、勤務実態がないことを全く知らなかったとは到底思えない。

となると、理事長は、身内であるGの利益を図る目的で、夢工房の何らの得にならない給与支払い行為を続けて、夢工房に架空給与分の損害を生じさせたことになってしまう。仮に、理事長が、Gに勤務実態がないことを知りながら、Gへの給与支出を続けていたことがはっきりすれば、背任罪（刑法247条）の刑事責任まで問われる余地もあるのではないかと考える。

#### (7) Eに対する支払いの責任について

ア Eは、姫路保育園の園長を勤めていたが、平成25年5月4日に車いすから転倒し、同月7日に大阪の森之宮病院を受診し、そのまま2ヶ月に渡って、入院している。また、同年8月23日に、下肢の痛みのため、森之宮病院を受診し、再度、2週間程度入院しており、出勤は不可能であった（にもかかわらず、出勤簿には押印がある。）。

また、Eは、自宅で、訪問介護サービスを受けており、出勤は不可能にもかかわらず、出勤簿に押印がある日が、平成25年6月以降、散見される（以上から、出勤簿に信用性はなく、監査などの対策としてカムフラージュされたものと見るほかない。）。

職員からの聞き取りによっても、入院後は、園に来ていないという回答が多数であり、入院前から来ていなかったのも、入院したことに気がつかなかったという回答まで存在する。また、職員からは、Eの夫である前理事長、Jが元気なころは、一緒に来ていたが、前理事長が体調を崩し、入退院を繰り返すようになってから、来なくなったとするものがあるところ、Jが亡くなったのが平成25年12月であり、Eが退院した時期と前理事長が入退院を繰り返すようになった時期もおおむね重なるので職員の記憶も、おおむね信憑性あるものと評価できる。さらに、毎年行われる園長評価表【部下評価】の記載も、体調が悪い、園に来ていないという評価が大勢である。

この点、E自身は、退院後も、週に2、3回は、出席し、行ったら5、6時間は滞在したと述べており、職員らの回答と大幅に異なる。もっとも、運動会や生活発表会などの行事には、人前に出られるような状況ではないので出席していないという点や保護者懇談会など保護者とのやりとりにも関与していないという点は、職員らの回答と一致する。また、Eは、出勤簿の押印は、出勤したときにまとめて押したと述べており、出勤のたび毎に押印をしていたわけではないこと、出勤していないのに押印をしていたことがあることは自白している。

自己の保身に走りやすいE自身の供述は、一般的にいつて、信用性が低いこと、Eは、入院後は、体調が優れず、毎日の出勤に耐えられる健康状態ではなかったことなどと併せて考えると、入院後は、ほとんど来ていなかったとする職員らの回答に近い状況であった可能性が、極めて高いと言わざるを得ないが、この点について意識的に観察された結果が残っているわけではなく、今となつては、出勤があつた日となかつた日を確定することは難しく、割合的に認定するのが精一杯である。

この点、職員らの回答の中には、退院直後は週1回程度、平成26年12月ころから余り来ていないというものがあることを加味して、Eに有利に認定したとしても週1回、20%程度の出勤率に過ぎなかつた、と考えるのが相当である。

イ 次に、出勤率が低いとしても、自宅その他で園長としての責務を果たしていたのであれば、出勤率に関わらず、給与を受け取りうるので、この点について検討する。

まず、Eは、入院以降、体調が優れず、足腰も弱つて、一人では外出もできないような状況であり、運動会、生活発表会などの行事には出席できていなかったというのが現状である。また、そうした不自由な状況を、人の目にさらすのを避けてか、保護者懇談会などにも出席せず、保護者とのやりとりも少なかつた。また、毎日出勤の必要がある実習生の指導や給食の検食は、Eができておらず、主任その他の職員が代わりに行っていた実態がある。

園長としての重要な職務として、会計処理にかかるものがあるところ、本部に対する決済が必要なものは、主任ら幹部職員が決裁を上げていた。また、本部決裁がいらぬものについても、主任ら幹部職員が、判断してこれを許可していた。行政に提出しなければ、ならない書類についても、基本的には同様である。

これについては、Eが出勤した際に、主要なものについては、幹部職員からEに説明があつたようであるが、Eはあまり理解しているようではなかつたようである。この点、E自身も、お金の点については、主任らが行つていたと述べている。

なお、E自身は、出勤したときは、事務に誰もいないときに応答をするとか、電話番号をしていたと弁解しているが、おおよそ園長として期待されている職務とは言えず、このことをもつて、園長の責務を果たしているとは言えない。

以上から、自宅その他で、あるいは出勤した日に、欠勤した日の分まで取り戻して園長としての責務を果たしていたかというところ、そこまでは言うことはできない。

ウ このように、Eが園長としての職責を全く果たしていないことからすると、この間の給与全額の返金を求めたいところではあるが、出勤がまったくないとまでは言えないことから、前述のとおり、20%程度の出勤があったことは認め、平成25年度以降、支払われた給与の80%の給与の返金を求めるのが相当と考える。Eの平成25年度から平成27年度に支払われた給与の合計は、32,070,289円であるから、返還すべき金額としては、その80%の25,656,231円ということになる。

エ Eは、理事長の実母であるから、入院により、しばらくの間、全く勤務できていなかったこと、退院後も、満足な勤務ができない状況であったことも、理事長は、認識していたし、認識すべき立場にある。

そうした状況にあるEに対して、給与の減額をすることもなく、給与全額の支給をし続けた結果、理事長は、夢工房に対して、返金相当額分の損害を与えていると言えるので、理事長は、Eと連帯して、この返金に応じなければならない。

この点、理事長は、園長だから行かなければならないとは言っていたが、体の悪い実母に、毎日出勤して8時間働くようには言えないとか、週3、4日は出勤していたなどと弁解するが、それほどの勤務実績がないこと、園長としての職責が果たせる状態ではなかったことは、前述ア、イのとおりであり、おおよそ理解を得られる見解ではなく、酌むことはできない。

#### (8) Eの家政婦、Kの給与支払いについての責任について

ア 平成22年9月から平成27年7月までの間、Eの家政婦であるKに対して、架空給与が支払われていたことについて、争いがない。その額は、元金で3,888,486円であるところ、損害金5%を加算した4,346,693円が返金されている。

イ 返金について、実際の出捐は誰が行ったかに関わらず、問題となる架空給与の全額の返済が、損害金を含めてなされている以上、民事的には解決済みである。

もっとも、事後に、返金がなされたからといって、刑事的な責任が、治癒されるわけではない。仮に、理事長が、実際に恩恵を受ける実母のEを利する目的で、理事長権限を悪用して、家政婦のKを架空雇用していたとすれば、第三者の利益を計る目的で、任務に違背した行為をなし、その結果として夢工房に損害を与えたことになるので背任罪（刑法247条）が成立する余地があることになる。

この点、理事長は、Eの世話をしに来る者がいることは知っていたものの、シスナブ御津の職員が来てくれているもので、家政婦をシスナブ御津の職員と偽ってきてもらっているとは思っていなかった、シスナブ御津の監査にも立ち会うことはあるが、どのような名

目で出金されているかまでは詳しくは分からないなどと弁解しているところ、家政婦紹介所が、領収をどのように利用者に知らせていたか、シスナブ御津の監査の際にどのようなやりとりがあったか等の事情から、理事長の認識を慎重に判断しなければならない。この点については、時間の制約から、結論を出すに至らなかったため、判断は、今後の資料収集に委ねられる。

### Ⅲ 補助金や委託契約との関係

#### (1) 姫路保育園に対する姫路市の所長設置加算について

ア 姫路市では、常勤専従の施設長を設置する場合、市から運営補助金が上乘せされる（所長設置加算）仕組みになっている。しかし、姫路保育園の園長であり、施設長であるEは、前述のとおり、平成25年5月に、入院した後は、平成28年8月まで、少なくとも1日6時間以上かつ月20日以上勤務をしておらず、常勤専従の基準を満たしていない。

したがって、夢工房はこの間に取得した運営補助金を、姫路市に返金しなければならない。このことについて、大きな争いはないものと考えている。

イ 当該補助金は、年度初めに、保育所職員構成一覧を提出して、申請を行わなければならない。また、年度途中で常勤専従の施設長がいなくなった場合は、その都度、その旨の変更をしなければならない。

本件では、平成25年5月に、E園長が入院して、その後、1日6時間以上の勤務ができなくなったことが確定したとき、すなわち平成25年5月7日ないし、8日には、変更の手続きを取らなければならないのに取らず、あたかも常勤専従の施設長がいるかのように欺いて、補助金の返金を免れた点、平成26年度、平成27年度は、常勤専従の施設長がいなかったことがはっきりしているにも関わらず、常勤専従の施設長がいるとの虚偽の申請をした点は、補助金の詐取と評価できることになる。

したがって、平成25年度分について、常勤専従の要件を満たさないことになり、変更の手続きを取らなければならないことを理解していたのに、補助金の返金を免れようという意図があったり、平成26年度分、平成27年度分の補助金の申請について、常勤専従の要件を満たさないことが分かりつつ、補助金の支給を受けるためにあえて虚偽の内容の記載された申請がなされることを放置したということになれば、詐取の意図（故意）もあったとして、詐欺罪（刑法246条）が成立する余地がある。

この点、理事長は、実母である園長が入院した時期には、全く出勤できなかったことは当然知っているし、園長評価表【部下評価】で園長が来ていないという評価されていることも知っているとしており、E園長について、常勤専従の要件を満たさない状況に陥って

いることは認めているようであるが、園長職にあるものが、入院などで欠勤することはあり得る、ただ、だからと言って、所長設置加算が認められないというようなことは聞いたこともない。協会の行事や本業が別にあるなどの理由で、常勤専従の要件を満たさない状況というのは、よく見受けられることであると主張して、詐取の意図は否定するようである。

補助金支給について、運用基準がある以上、この基準を満たさなければ、補助金の支給は受けられないというのが、一般的であり、理事長の説明は容易には受け入れられないものであるところ、詐取の意図があるというためには、実際の運用がどのようになされていたのかなど補助金行政の実際や支給者側の裁量がどの程度あったのかという問題についての判断が必要と思われるので、この点についても、後に委ねたい。

## (2) 高輪夢保育園に対する港区の補助金について

### ア 零歳児調理員加算について

港区では、零細時保育を行う保育所で、零歳児の給食の充実を図るために調理員の増配置を行った場合、扶助費として、補助金が加算される仕組みがあるところ、実際には、目黒区の夢花保育園で調理員として勤務していたわけであるから、夢工房は零歳児調理員加算に係る補助金について、その全額を返金しなければならない。

夢工房が、すでに受け取っている金額は、

|        |              |            |
|--------|--------------|------------|
| 平成26年度 | 356,330円×9月  | 3,206,970円 |
| 平成27年度 | 369,990円×12月 | 4,439,880円 |
| 平成28年度 | 369,990円×3月  | 1,109,970円 |
| 合計     |              | 8,756,820円 |

となり、その全額を返金しなければならないこととなる。夢工房も、返金の必要性自体については、認めている。

こうした状況が生じた理由について、当時、高輪夢保育園の園長でもあった統括園長は、高輪夢保育園の開園直後は、調理員も足りていたので、夢花保育園で食育について、学ばせように行かせていた。平成28年4月くらいまでには返さなければならないと思っていたが、夢花保育園の調理員が、平成27年夏ころからパニック障害などを発症させ、欠勤するようになり、厨房が回らなくなったために、やむを得ず高輪夢保育園の調理員を夢花保育園で勤務させたと弁明する。

しかし、高輪夢保育園の勤務であることを理由に、しかも、通常よりも給食を充実させるために増員を推進して補助金を出しているにも関わらず、高輪夢保育園では調理員が足りているとして、別の園で当該調理員を勤務させることは、まったく理解できない。また、

食育について学ばせるというのも、数日ならともかく、2年の長期（夢花保育園の調理員が、パニック障害を発症させるまでに限っても1年）に渡っており、無理な弁解というほかに、偶然、夢花保育園の調理員がパニック障害を発生させたことを弁解に利用しているだけとの印象は拭いきれない。

また、この点について、当該調理員をもとから夢花保育園で働かせるつもりであり、そのため、夢花保育園近くの目黒区に居住することを、統括園長が勧めていたとの情報もあり、計画性も窺える。

ところで、当該補助金については、常勤調理員加算があることを記入し理事長印を押印した請求書、及び職員一覧を、港区に提出して受け取るところ、統括園長は、請求の内容が事実と異なることを認識しながら、この請求を行い、補助金の支給を受け続けていたのであるから、調理員は存在しないのに存在するかのように装う欺罔行為により、錯誤に陥らせて、補助金を支給させた点で、詐欺罪（刑法刑法246条1項）を問われる可能性がある。統括園長が、高輪夢保育園の園長であった当時、実際に、請求書を作成していたのは当時の副園長のようなのであるが、園長だった統括園長が指示していたものと言えるし、統括園長が、高輪夢保育園の園長を退いた後も、同様の行為を継続していたことは、統括園長の地位にあれば、当然、分かっていたはずであるから、その結論は変わらない。

#### イ 保育所体験特別事業、保育所地域活動事業について

港区では、認可保育所を利用していない親子等に保育所を開放し、保育所体験等を通じて、親子の育ちを支援する事業（保育所体験特別事業）、世代間交流や異年齢時交流、育児講座の開催や育児と仕事の両立支援、小学校低学年児童の受け入れ等（保育所地域活動事業）を行った場合、経費の一部を支給する仕組みがあるところ、当該事業に支出したとして請求される下記の商品は、現存せず、実際に購入されていないから、その補助金は返還しなければならない。

夢工房が受け取っている補助金の額は

平成26年度

（保育所地域活動事業）

|           |          |         |
|-----------|----------|---------|
| アサヒヤ      | ハロウィン帽等  | 27,300円 |
| 山陽百貨店     | おもちゃ、人形  | 30,240円 |
| 博多アミュープラザ | クリスマス飾り等 | 25,272円 |
| アサヒヤ      | クリスマス飾り  | 27,300円 |

平成27年度

（保育所体験事業）

|             |          |          |
|-------------|----------|----------|
| アサヒヤ        | エプロンシアター | 20,520円  |
| バレンザ・ポー     | 海のなかまパズル | 16,204円  |
| (保育所地域活動事業) |          |          |
| ti l        | レモン      | 3,800円   |
| 合 計         |          | 150,636円 |

となる。夢工房も、返金の必要性自体については、認めている。

当委員会では、上記のうち、アサヒヤ、山陽百貨店、バレンザ・ポー新神戸店に対して聞き取りを行ったが、領収書に記載されているハロウィン帽やおもちゃパネル、クリスマス飾り、海のなかまパズルなどの販売は確認できなかった。アサヒヤ、バレンザ・ポーは高級ブティックであり、婦人服の扱いしかなく、統括園長には婦人服しか販売しておらず、ハロウィン帽やクリスマス飾りなどは販売していないということであった。また、山陽百貨店では、領収書の管理番号から販売履歴をたどるとデニムパンツ2着を販売したことが分かり、やはり、おもちゃは販売していないことが分かった。

ところで、当該補助金も、零歳児調理員加算と同一の請求書の保育所体験特別事業及び地域活動事業扶助欄に、金額を記入して請求を行うところ、統括園長は、請求している経費を実際には使用していないことを認識しながら、この請求を行い、補助金の支給を受け続けていたのであるから、商品を購入していないのに購入したかのように装う欺罔行為により、錯誤に陥らせて、補助金を支給させたことになるので、詐欺罪（刑法刑法246条1項）が成立する可能性がある。実際に請求書を作成していたのが、統括園長でなくても結論を異にしないことも零歳児調理員加算の場合と同様である。

### (3) ひろまち保育園開設準備委託金

まず、東京都品川区から指摘がある看護婦の配置については、品川区との業務委託にあたって配置を約束しているものであるから、配置できないとなると債務不履行となるので、品川区の対応によっては、損害賠償に応じる必要がある。

また、ひろまち保育園開設にあたって、品川区から支出されているひろまち保育園準備委託金の一部について、水増し請求があるのではないかと疑惑についても、役員の個人口座等まで調査することができないなど調査に限界がある当委員会としては、差額がどのような扱いになったのかまで確定できるだけの材料がなく、今後の調査を待たざるを得ないと考えます。

#### IV 役員、親族による私的流用による責任

##### (1) 学研教材費について

理事長は、学研教材費として、保護者から現金で教材費を集め、理事長名義の個人口座に集めて、ここから学研への支払いも行っている。

保護者としては、理事長個人に教材費を支払ったわけではなく、夢工房に対して支払いをしたと認識しているはずであり、集金された金額と学研への支払いの差額は、夢工房に帰属すると考えるべきである。したがって、残余金として理事長名義の個人口座に残っている3,055,054円は、夢工房に返金されるべきである。また、この口座から理事長が個人的な使途で支出を行っている2,000,000円については、夢工房の資産を私的利用したに他ならないから、やはり理事長は、これを夢工房に返金しなければならない。私的利用した金額がさらに、膨らむのであれば、それらも同様である（なお、理事長は、後記のとおり、学研教材費は、夢工房の資産でないと主張しながら、返金するように求められれば、返金しなければならないと思っていると述べている。）。

このように、（理事長個人が学研教室を主宰していたといえず、）仮に、保護者が支払った学研教材費が夢工房の資産だとすれば、現金で集めた教材費を、私的に着服したことになるから、少なくとも私的に使用した2,000,000円については、業務上横領罪（刑法253条）の成立する余地がある。

この点、理事長は、学研と契約を締結している理事長個人が学研教室を主宰しており、保護者からの教材費の支払いも理事長個人になされていると弁解するところ、そのとおりだとすれば、理事長名義の個人口座に集められている教材費は理事長の個人資産であるから、直ちには、夢工房に返金の必要はないことになるし、私的に使っている2,000,000円についても返金の必要はないことになる。

しかし、保護者らはおおよそ理事長個人が学研教室を開いていたとは考えていないであろうし、理事長個人が教材費の受け取りについて領収書を発行しているわけでもないし、理事長個人が主宰と言いながら、その営業について確定申告もなされておらず、理事長個人が学研教室を主宰していたとする説明は、矛盾が生じる。この点について、刑事責任まで問えるかは、集金された金銭が理事長の個人口座に入っていたことを、法人財産の着服ととらえるか、個人資産の管理ととらえるかに係ってくることとなるが、どのような募集がなされたか、どのような説明がなされていたのかなど、さらなる調査がなければ確定できないので、今後の検討課題となる。

なお、理事長のこの弁解を受け入れるとしても、理事長個人が主宰するにも関わらず、夢工房の場所や人員を無償で利用したことになるので、これに対応する返金は必要になる。

(2) 公用車両について

Fが使用していたレクサスについては、兵庫県、姫路市の特別監査が行われるまでは、Fが独占的に使用していたものであるところ、夢工房の役員でもないFが、公用車を独占的に利用できる理由はない。Fは、入職後、予備校に通っていたに過ぎないころから公用車両を与えられていたとしており、理事長の身内であれば優遇されても当然との認識の元で、利用されていたものと思われる。こうした状況からは、Fが私的に利用することを前提に購入されたと考えざるを得ないところ、その取得価格7,356,082円については、使用していたFか、Fに使用させていた理事長が負担すべきである。

なお、現在、本部に放置されるレクサスについては、Fに引き取ってもらう必要がある。これまで独占的に使用していたレクサスを本部に放置したからといって、私的利用の事実がなくなるわけではない。

(3) 新婚家具、電化製品の購入について

Fが婚姻した際に、unico神戸で購入した家具724,248円、ビッグカメラJR京都駅前店で購入した家電製品1,376,472円、合計2,100,720円については、統括園長がFに私的に買い与えたものであるから、夢工房が負担する必要はなく、統括園長はこれら全額を返金しなければならない。

返金しなければならない点に、見解の相違はなく、すでに統括園長から全額の返金がある。

この点、統括園長は聞き取りで、将来、F夫婦には、関東圏に異動してもらう予定であり、そのときはこれらの家具を返還してもらって開園予定であった芦屋の認定こども園で使用するつもりであった。私的に着服する意図ではなかったと弁解している。

しかしながら、新婚家庭で使用する家具、家電と保育園で使用する家具、家電には自ずと差異があり、流用できるようなものではなく、開園予定の芦屋の認定こども園で使用するつもりというのは、安直な後付けの言い訳ととらえる他ない。また、Fも関東圏に異動するなどという話ははっきり聞いたことはないと述べている。さらに、中古品を戻せば、着服にあたらないというのも、都合がいい解釈である。

これらは夢工房の口座から出金することが自由にできたことを利用して、法人の金員を私的に流用したものとみなざるを得ず、Fに家具、家電を買い与えた統括園長には、業務上横領罪（刑法253条）の成立する可能性がある（全額返還していることは、犯罪成立を認める根拠にはなっても、犯罪成立を否定する根拠とはならない。）。

(4) 婦人服について

第3の3Ⅲ(2)②の表に記載するとおり、

|            |         |          |              |
|------------|---------|----------|--------------|
| 平26. 8. 4  | アサヒヤ    | 七夕飾り     | 143, 745円    |
| 平26. 8. 27 | アサヒヤ    | 衣装       | 70, 200円     |
| 平26. 8. 29 | アサヒヤ    | 布代       | 61, 425円     |
| 平26. 11. 4 | アサヒヤ    | ハロウィン帽   | 129, 915円    |
| 平27. 1. 5  | アサヒヤ    | クリスマス飾り  | 152, 580円    |
| 平27. 2. 3  | アサヒヤ    | ひな人形     | 28, 080円     |
| 平27. 5. 1  | アサヒヤ    | エプロンシアター | 129, 600円    |
| 平27. 6. 1  | バレンザ・ポー | 海の仲間パズル  | 116, 204円    |
| 平27. 7. 2  | アサヒヤ    | 七夕景品等    | 139, 650円    |
| 平27. 12. 4 | アサヒヤ    | ハロウィン帽   | 129, 099円    |
| 平28. 1. 4  | アサヒヤ    | クリスマス帽等  | 133, 064円    |
| 合 計        |         |          | 1, 233, 562円 |

の支出が夢工房からあるが、領収書記載の商品の購入はなく、統括園長が婦人服を購入したに過ぎない。

統括園長は、ブティックで婦人服を購入した際に、宛名を空欄にした複数の領収書に分けて領収書をもらったこと（複数の領収書に分けてもらうにあたっては、印紙がいらないようにと説明しているようである。）、自分で、自らが預金口座を管理している関東の各園の宛名を記入したこと、領収書に実際には購入していない商品名を自分で追記したこと自体は認めるものの、婦人服の生地を利用してハロウィングッズなどを作成するつもりであった、それを見学者らに渡したこともある、布地を買うよりもすでにあるボタン穴や布の継ぎ目などを生かすこともできた、まだ使用していない婦人服は夢花保育園に置いているなどと弁解するが、あえてブティックで購入した婦人服を加工の素材とする理由はおおよそ見当たらないし、実際に作成した物も存在が確認できず、統括園長の弁解は、まったく酌むことのできない不合理なものと言わざるを得ない。

したがって、これらは、すべて統括園長が私的に流用したものと考えざるを得ず、1, 233, 562円全額を夢工房に返金すべきである。

なお、当委員会は、時間的にも、人員的にも過去に遡ってすべての領収書を検証することができない。上記は、港区からの指摘も踏まえて、不自然さが顕著な支出を抜き出したものに過ぎない。こうした不正が、複数行われている状況からは、他にも同様の事例があるのではないかと思われ、それらについても返還が求められる。

そして、これらは夢工房の口座から出金することが自由にできたことを利用して、夢工房の金員を私的に流用したものと云わざるを得ず、婦人服を購入した統括園長には（ただし、統括園長が管理していた以外の園の口座からの出金もある。）、業務上横領罪（刑法253条）の成立する可能性がある。

#### （5） その他の私的流用

その他、当委員会が私的流用と認定しているアダルト商品購入代2万円、研修旅費として支出されている海外渡航費のうち、私的なものと認定できる604,387円については、直ちに返金されるべきである。

そのほか、領収書のなかには、保育園で使わないと思われるような食品や園長らが記憶にない日用品、書籍が含まれている。一例でいうと、山陽百貨店で購入したケトルの領収書を調べていくと、実際に購入したのはむぎとろであったなど、領収書の但書（摘要）自体があまり信用できないものと思われる。抽出的に調査を行っただけでも、領収書の偽造という不正が複数見られていることからすると、こうした類いの不正は氷山の一角と云わざるを得ない。本報告書では解明されていない部分についても、私的流用が確定でき次第、返金されるべきである。

### V 理事、理事会及び監事の管理責任

#### ア 理事、理事会の責任

理事、理事会には、代表権がある理事長の専横を食い止める責任が課せられおり、法人の運営に関する規則の制定及び変更の議決について権限があたえられているにもかかわらず（定款施行細則4条9号）、第3の4(1)に記載しているとおり、ほぼ、理事長の子息の進学費をまかなうためだけに設けられたとしか言えない社会福祉法人夢工房職員の専門資格の取得等に関する内規の新設にあたっては、理事長一家の便宜だけで増額された赴任手当の増額改定にあたっては、何らの抑止力を発揮できず、理事長の提案を追認しているに過ぎない。特に、赴任手当の増額改定は、1年度に3回も改定が行われており、不自然極まりなく、Fの婚姻に伴う転居や出産に伴う休職が、改定提案に影響を与えていることは、当然分かったと思われるし、分からなければならない。

しかしながら、理事会は、期待された抑止力を発揮することができず、そのまま提案を承認するに至っており、理事会の責任は免れられない。

また、金銭の借入に当たっては、理事会の決定が必要であるところ（定款施行細則4条8項）、理事長による理事会議事録の偽造を見過ごし、簿外借入の更新や借り換えを許してしまったことについても責任の一端はある。理事長によって、巧妙に画策されたも

のであるとは言え、その責任は免れられない。

#### イ 監事の責任

監事は、理事の業務執行の状況を監査しなければならないところ、統括園長が、自らの手元に関東5園の預金通帳があることを奇貨として、領収書の偽造を繰り返していた（摘要について、自分で虚偽の内容を付け加えたことは、統括園長自身も認める。字体などから、日付についても、統括園長が、追記した可能性もあるが、取引先の記録との照合が必要である。）ことを見過ごして、結果的に多額の着服を許したことになる。

また、公用車両について、理事長の一族が独占的に使用していたことは目に付きやすいし、保育園に直ちには必要のない家具、家電の類いが大量に購入されていた点等についても、気がついてしかるべきであるのに、見逃した点については、職務の執行が不十分であったとの指摘は免れられない。

こうした点からすると、監事としての役割も十分には果たしていないという他ない。

## 第4 原因分析

### 1. A一族による法人の私物化

- (1) 夢工房は、現理事長の祖父、黒石長光が姫路保育園として立ち上げ、第2代理事長には、現理事長の叔父の黒石敏雄が、そして、第3代理事長には、現理事長の父、Jが就任している。Jが、理事長の時代に、A家から高額な寄付がなされ、シスナブ御津が設立された後は、介護施設で挙げた収益を保育所設置に充てることが可能となった影響もあつてか、積極的に保育所開園を行いつつ、現理事長が第4代目として、理事長職を引き継いでいる。

また、現理事長の妻であるBが、理事に就任しており、全地区の保育園について監督する立場の統括園長職につき、現理事長の実母のE、平成25年に入職したばかりの長男、Iまでもが評議員に就任している。

社会福祉法人は、個人からの寄付により設立されるが、寄付金の拠出者に持分権などの権利が与えられるわけではなく、拠出者が社会福祉法人の所有者になることもないし、拠出者に利益の分配が行われるわけでもない。このように社会福祉法人の運営は、拠出の有無とは切り離されて行われるべきであるが、夢工房は、創業家であるA家の家業として、切り盛りされている様子が窺える。

- (2) 本調査で明らかになったのは、職員には金銭的に無理を強いる一方で（調査対象外と考えて、詳しい検証は行っていないが、時間外での残業を強いられるとか、残業代が支払われていないなどの情報が多数、寄せられている。）、極めて身内には甘い態勢である。

本報告書の第3の3でも触れているように、

- ① 勤務実態のない（ないしは、少ない）義母のG、実母のE、長女のF、長男のIに対する給与の支払い
- ② 実母のEの家政婦代金の負担
- ③ 長女のF、長男のIの学費の負担
- ④ 長女のFによる公用車の使用

など、いずれをとっても、一族に対する対応の甘さが散見される。

理事長自身の聞き取りからも、A家が苦しい時期を支えてきたこともあり、別扱いされることも当然との意識も見えて取れる。

また、理事長の周囲の職員も、理事長の親族には勤務実態がないにもかかわらず、給与が支払われていたり、理事長の子息には、学費の負担があることに、内心は不満がありつつも、創業者一族であるから別扱いされるのは仕方がないと、不合理さを指摘できなかつたり、理事会構成メンバーも、創業者一族が特別扱いされることに、面と向かつては批判できないなど、創業者一族が、継続して夢工房の運営を行っていることによる弊害が見受けられる。

(3) 本件調査では、

- ① 長女の新婚家具、家電を夢工房の費用で負担したり
- ② 海外研修と称して、旅程に私的な旅行を含めたり
- ③ 領収書を偽装して、婦人服などを法人費用で購入するなど

高額な私的流用も見られるが、こうしたことが許されるという発想に理事長や統括園長が至ったのも、創業者一族であるから、法人の資産は、一族の資産という誤った価値観が根底にあるからではないかと思われ、ここにも、創業者一族運営の弊害が見て取れる。

(4) さらに、職員からは、法人で応援している候補の選挙応援をさせられるだとか、法人行事（他園の行事）の手伝いをボランティアとして参加させられるだとか、理事長の身内の通院の付添いを職員が行うとか、職員に職務以外の行動を強制しているのではないかと見られるような状況も見受けられる。

これは、夢工房の資産だけでなく、夢工房の職員まで、創業者一族の従者だと考える意識の表れではないかと考えるところである。

(5) このように、創業者一族が、継続して夢工房の運営を行っていることにより、本来あるべき意識が麻痺している状況があることが、調査結果にあるような不正が行われた原因の第一に挙げられる。

## 2. 理事長の専横（ワンマン）に対する抑止力の欠如

- (1) 理事長が、平成15年4月に専務理事に就任したあと、毎年、保育園の開園を行い、しかも、そのいずれも収益基調に乗せていることからすると、経営者としては、カリスマ的な存在であることは否定しない。理事長は、理事長職に就任してから3年間、専務理事の当時から考えると13年間、大過なく過ごしてきたところか、華々しい実績を挙げているといえる。

しかしながら、だからこそ、夢工房の内部で、唯一の成功者として、絶対的な発言力が理事長にあり、理事長の方針には、逆らえない、逆らうと職さえ失いかねないという畏怖、恐怖が存在し、不正を是正しようという機運が醸成されてこなかったことが不正が継続されてきた要因の原因に挙げられる

- (2) 当委員会では、理事長に対する畏怖感から、調査が進めにくくなるのではないかとこの点を見越して、第三者委員会設置要綱に、

(協力者等の保護)

第10条 夢工房は、夢工房の職員及びその関係者（以下「職員等」という。）が調査に協力したことを理由として、職員等に対して解雇その他いかなる不利益取扱いも行ってはならない。

2 夢工房は、職員等が調査に協力したことを理由として、職員等の職場環境が悪化することのないように、適切な措置を採らなければならない。また、職員等に対して不利益取扱いや嫌がらせ等を行った者（職員等の上司、同僚等を含む。）がいた場合には、就業規則に従って処分を課することができる。

3 夢工房の役員及び職員等の上司は、職員等に対し協力した内容について報告を求めてはならない。

との規定を求めている。

にもかかわらず、この要綱が、十分に守られたとは言えず、当該条項に違反する下記のような妨害行為が、当委員会に報告されている。

| 項目     | 入手した情報の概要                                                                                                                        |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 妨害事項 1 | A理事長から、第三者委員からの質問項目等と回答内容を詳細に報告せよ、との指示があった。                                                                                      |
| 妨害事項 2 | 第三者委員会宛てに資料の発送準備をしていたところ、理事長から、勝手にせず報告するように、第三者委員会とのやりとりも報告するようにと指示された。                                                          |
| 妨害事項 3 | 第三者委員会が調査のために施錠している保育園応接室に、A理事長がマスターキーを使い入室し、打ち合わせをしている。                                                                         |
| 妨害事項 4 | 岡本委員、勝木委員が臨席した 7 月 2 5 日の園長会において、理事長夫妻退出後に、どのようなやりとりをしたのか、と理事長から執拗に聞かれた。<br><br>8 月 4 日の姫路保育園におけるヒアリングについても、なぜ報告しないのかと激昂して叱責された。 |
| 妨害事項 5 | 当委員会による姫路保育園のヒアリングの直後に、調査対象の職員を集め集会を開き、理事長として健在であることを示す形で無言の圧力をかける。                                                              |
| 妨害事項 6 | 今回の不適正経理が発覚したあとに保育園に家電を持ち込んだ際に、当初から保育園にあったことにしておいて欲しいと伝える。                                                                       |

当委員会では、理事長による調査の妨害行為が、真相解明の妨げになっていると考え、平成 2 8 年 9 月 2 0 日には、理事長の出勤停止などの措置を講じることを理事会に提案し、理事会、理事長もこれを受け入れて、職員に理事長が指示を出すようなことはしないと表明された。しかし、表面的には、夢工房職員間の L I N E から理事長が離脱するなど職員に理事長が直接指示を出せない状況とはなったものの、その後も、職員に対して直接の指示を行っている状況は改善していない。

こうした妨害行為を続けたことは、理事長自身が、自らの発言、存在に影響力があるものと考えていたこと（影響力が今後もありうることを示せば、職員の発言を抑制して、調査の程度が和らぐのではないかと考えていたこと）を示すものに他ならない。

- (3) また、不適正経理とは直接の関係がないことから、検証は行っていないものの、理事長や統括園長による、下記のような、パワハラ行為や経済的な抑圧があったとの情報もある。

① 身体的な攻撃（暴行・傷害）

- ・職員の身体や机をたたくことがある。
- ・ファイルを投げつけられたことがある。

② 精神的な攻撃（脅迫・暴言等）

過大な要求（業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制）

- ・言葉によるパワハラが激しい。
- ・実習生，ボランティア，受験生が減ると脅される。
- ・研修に行かせてもらえない。
- ・書類をつくれといわれたら作らないと仕方ない。

③ 個の侵害（私的なことに過度に立ち入ること）

- ・LINEの加入の強制（スマホに買い換えさせられることもあった。）
- ・政治投票行為への強要（投票画面を理事長に送らねばならなかった。）

④ 経済的抑圧

- ・残業をせざるを得ない状況でも残業代が支払われない。
- ・厨房職員のマスク，コックシューズの支給がない。
- ・体調不良の有休はいったん出勤しなくては休めない。

このような、理事長らの対応が、職員を畏怖させていた背景にあったであろうことは、やはり想像に難くない。

### 3. 非常勤理事を主体とする理事会の形骸化

- (1) 本報告書の第3の4でも述べているように、理事長一族の利益に供するタイミングで各種手当が創出され、規程が次々と改訂されている。

理事会に、法人の運営に関する規則の制定及び変更の議決について権限があたえられているのは、理事長によるお手盛りの行動を食い止めることを理事会に期待しているからであるが、こうした各種手当の創出や規程の改訂を、すんなり認めているということになれば、理事会が形骸化しているのではないかと言われても仕方がない。

また、金銭の借入に当たっては、理事会の決定が必要であるところ、理事長による理事会議事録の偽造を見過ごし、簿外借入の更新や借換えを許してしまったことも理事会が機能していないことを端的に示す一端であると考えている。

- (2) 思うに、理事の内、3人は別の社会福祉法人の理事長であり、1人は特別養護老人ホームの施設長、監事も、1名も社会福祉法人の理事長であるところ、先に述べたように、理事長は、毎年、保育園の開園を行い、しかも、そのいずれも収益基調に乗せており、経営者としてはカリスマ的な存在であると、理事らも認めざるを得ず、同業の成功者、先駆者である理事長に対して、自ら運営する社会福祉法人をさておいて、さしでがましく意見をしにくい状況があったのではないかと思量するところである。

特に、理事の中には、昭和58年ころに選任されたものもあり、短いものでも10年近くその地位に居続けているため、理事長との馴れ合いが生じており、非常勤の理事、監事の立場では、理事長の判断にストップを欠けにくい雰囲気があったこともまた、想像に難くない。

- (3) ところで、本件の不適正経理が発覚した後、理事、監事の一部については、事実を隠蔽、ないしは歪曲して、理事長の存命、将来の理事長の復帰の基盤を作ろうと腐心していたのではないかと思われる点が見受けられる。

例えば、行政による監査を踏まえて、法人が報告を求められた際に、把握した事実の一部を報告しなかったり、矮小化して報告したりすることに加担していたことが窺われる。不適正な所為が発覚した際にこそ、理事会が機能すべきであるのに、理事長の不正に追隨するかのような隠蔽体質が残る理事会では、理事会としての職務を達成できない。

#### 4. 利用者、従業員の便宜を二の次とする利益優先主義

子どもに関する社会福祉事業では「子どもの最善の利益」が謳われている。

しかし、現在の夢工房では、保育園が、保育・教育をする場にもかかわらず、営利追求に重きを置きすぎているきらいがある。そうした経営姿勢は、保育士・職員の聞き取りより見て取れる。当委員会が専用メールアドレスを設けるまで保育士・職員は発言する場を与えられず耐えていた。このたびの不正事実が明らかになっていく過程で保育士・職員もこれまで言えなかったことを吐露し始めた。寄せられた情報を見る限り、特に保育・教育環境に対する不満は深刻である。例えば、新設園を開設するにあたり、絵本はブックオフで中古のものでまかなったり、おもちゃも百円均一店で調達されたり、さらに、ある園では水遊びのプールがなく、職員が自宅で使用しなくなった物を子どものために持ち込み利用しているなど、子ども保育が切り詰められている状況が現実にあるようである。また、給食を作るにあたっては当然必要な厨房職員のマスクとコックシューズでさえ、職員に自己負担が強いられている等々、職員にしわ寄せがきていることも、多数見受けられるようである。

統括園長から零歳児調理員加算の件を聞いた際、食育には重点を置いているから、他園に調理員を派遣したと弁明していたが、横浜市内の2園について特別指導監査をした結果、鉄の給与量が食事摂取基準の推定平均必要量を下回っていたため、給与栄養量を確保するよう指導を受けていることからすれば、食育に重きを置いているとは見られない。こうしたところにも、子どもを育む姿勢の欠落が見られるのではないだろうか。

#### 5. 急激な拡大に伴う組織の疲弊

- (1) 平成16年の「子ども・子育て応援プラン」が具体的な数値目標を持って推進されるの

と同じくして夢工房も事業拡大を急進的に展開している。保育所不足という時代の流れを機敏に察知した企業戦略という意味では、一定の成果を挙げているようにも思える。

しかし、年々、次々に保育園が増加・拡大していく中では、保育・教育へ、きめ細かな眼差しを向けることは難しい。企業が支店や営業所を増設し拡大していくこととは意味が違い、園を運営していくためには、保育士の多岐にわたる職務を、どの園でも公平に提供できるだけの配慮が必要である。保育士の職務は、集団生活を送る子どもに正義や公平、平等といった道德観を身につけさせることはもとより、保育内容・カリキュラムの検討研究、子どもや保護者の現状把握、給食・検食、時間外保育・延長保育、専任・非常勤・パート・アルバイトなどの労務管理、保護者や地域との協働、園行事、物品購入、設置認可者（自治体・行政）との対応など多岐に渡るから、園を一つ増やすことも慎重を期する必要がある。本来なら、個々の園の背景や実情を把握し、地域や保護者と共に子どもを育んでいくのが保育所保育の役割であるが、園の増加にだけこだわると、どうしてもそうした視点がおろそかになってしまうことは避けられない。

- (2) 保育を必要とする子どもを家庭とともに育ていく保育所保育では、国、県、自治体からの運営費や補助金を保育の内容とリンクさせながら執行していくところ、その公金を（領収書偽造などにより）私的流用することは許されないことはいうまでもない。また、運営費や補助金をもらっているのに、別枠で保護者から金銭を徴収するなどして、保護者に負担を求め過ぎれば、保護者の負担を軽くするために公金が入っている意図が没却されてしまうことにも目配りが必要である。保育所運営は、公金の活用という側面があることを忘れてはならない。

にもかかわらず、組織が拡大するに比例してその利鞘は膨らむという側面があることから、利益にばかり目が奪われて、保育所運営は、公金の活用という側面があることを忘れ、保育は金儲けといった間違った意識が理事長らを支配していたのではないかと、思えてならない。

- (3) このたび起こったことに鑑みると、組織の拡大だけが目的化して、質の高い保育ニーズに応えるという本来の目的とは逆の方向性に向かってしまったのではないかと考えてしまうところである。本来必要な保護者や職員の保育に対する思いは、国の保育システムの多様化・弾力化などの改革に紛れて把握されないままになっている。組織の拡大を目指す故に、見学者や実習生を増やすことに視点を置き、新卒保育士確保のために保育士を母校に派遣してリクルート活動をさせるなど、保育士に保育以外のところに目を向かせた結果、保育士たちも疲弊している。このような保育士が疲弊しきった状況では良い保育など

できるはずもない。

このように、質の高い保育ニーズに応えるという本来の目的を見失っていると思われる現在の状況も、今回の不正を発生させた原因の一つであるといえる。

## 6. 職員のコンプライアンスに対する意識の欠如

本報告書の中心や理事長や統括園長の経理上の不正についてであるが、現場の職員の対応も、理事長や統括園長の不正を助長する点があったと言わざるを得ない。

- ① 勤務実態がない職員の出勤簿について、監査前などに実際とは異なる押印を、職員らが行っていたことが窺われる。過去からの慣行があったり、役員からの無言の圧力を感じたために、やむを得ず行っただとの弁明がなされているが、正当化はできない。
- ② また、行政からの調査に当たっても、勤務実態がない職員について、出勤があるかのような発言をして、調査を混乱させる事態にいたったことが報告されている。また、理事長からの要請に基づき、勤務シフトや出退勤時刻記録を改編して、偽装工作に加担するようなことも認められる。一職員としては、法人の不利益になるような状況を回避しようと考えたのかもしれないが、やはり正当化できるものではない。
- ③ 補助金の申請書類の作成については、現場の園長らが行っていたところ、申請内容が事実と異なる場合でも、漫然と前例を繰り返す、役員に改善を求めるなどしていない。この点についても、役員から申請をやめるように指示がなかったというだけで正当化されるものではない。

職員らは、保育園に勤務する者として、保育のプロではあったのかもしれないが、公金によって成り立っている公器としての社会福祉法人の職員として、法令を遵守しようとする意識が余りに低かったのではないかと危惧するところである。

夢工房には法令遵守業務管理規程が整備され、法令遵守業務推進のための行動規範として、「関連法令や、法人の定めた諸規定はもとより、法人の理念や社会的ルールを遵守した経営に努めるとともに、その実現のための取り組みを推進します。」とか、「社会的ルールを遵守し、公正かつ適正な経営を可能にする実効性のある組織体制を構築します。」と謳われているが、こうした規程も空文化していると言わざるを得ない。

## 第5 再発防止のための提言

### 1. 理事長、統括園長の退陣、創業者一族の関与の排除

- (1) まず、理事長が、議事録を偽造して、理事会の承諾を得ずに金融機関からの簿外借入を

行い、自己の資金として利用していたこと、統括園長が、夢工房に提出する領収書を偽造するなどして、私物の購入費用を夢工房に負担させていたことなどは、いずれも刑法犯に該当さえする、違法行為であり、このまま理事長、統括園長が、夢工房に残ることは考えられない。

即時に、理事長、統括園長としての地位も、理事としての地位も解任されるべきである。

- (2) また、評議員を務めるEも、本来の園長としての活動はできていないにも関わらず、無批判に園長としての職を引受け、満額の給与をもらいつづけてきた意識の低さは、著しいと言わざるを得ない。

また、FにしてもIにしても、何らの貢献もないのに夢工房から学費の援助を受けることを良しとするなど、創業家の一族であるから、優遇を受けて当たり前という特権意識が、根底にあったのではないかと考える。Fにいたっては、与えられた公用車を疑問を持たず乗り回したり、新婚家具、家電が夢工房の費用で購入されていることが発覚すると、その事実を隠蔽しようと企てた行動も見られ、一族への依存の程度は、さらに深刻である。

ところで、第4の1でも示すように、夢工房は、代々A家の一族が理事長職を引き継ぎ、A家の一族が、理事、評議員、園長などの要職を歴任しているところ、職員らには、こうした運営が厳しいときにも長年に亘って夢工房を支えてきたというA家への気兼ねがあることが、不正が行われた温床として考えられる。

そうであれば、仮に、A家の一族が夢工房に残れば、同じような轍を踏まないとも言いきれない。現在の状況に陥った理由が、E、F、Iらの認識の低さにもあることからすると、彼らも法人内部に残るべきではない（但し、Iからヒアリングが未了であることは、留意していただきたい。）。

- (3) 社会福祉法人は、個人からの寄付により設立されるが、寄付金の拠出者に持分権などの権利が与えられるわけではなく、拠出者が社会福祉法人の所有者になることもないし、拠出者に利益の分配が行われるわけでもない。このように社会福祉法人の運営は、拠出の有無とは切り離されて行われるべきであり、創業者一族であることで一目置かれることも、本来的にはイレギュラーである。今回の不祥事で、夢工房の社会的信用は大きく損なわれた以上、襟を正したとして信頼回復を図るには、体制の一新が必要であり、今回の事件を機に、創業者一族は、夢工房の運営、経営から完全に排除されるべきであると考え、この点をまず、提言する。

## 2. 理事会の一新

次に、第4の3で示すとおり、理事会は、理事長や統括園長らの暴走を止めることができなかったといえ、このことは重く受け止めるべきである。

現理事は、理事の就任が長期化し、理事職としての職権の発動が、半ばルーチンワーク化していること、理事長の提案に無批判に乗ることがある一方で、理事から理事長の暴走を止めるような積極的な行動が見て取れるわけではないこと、理事、監事の一部については、問題発覚後も事実を隠蔽ないしは歪曲するなど理事長の不正に真摯な対応が見られなかったことなどからすれば、現理事、現監事をこのまま残して新たな再出発を図ることは、弊害はあっても利益はないものと思われる。

したがって、当委員会としては、理事会構成メンバー（理事、監事）を、全て入れ替え、一新することを提言する。

## 3. 利用者本位の保育態勢の構築

大きくなりすぎた組織での弊害が明らかになったことから、独立した園の独立運営が望ましい。それぞれを独立させることに課題が残るようであれば数ヶ園のグループ化により、本部を通過しなくてもできる管理運営と子どもの育ちをきめ細やかな視点で見る体制が必要である。しなやかな運営、その地域や保護者の意向も汲み取った保育目標の設定や遊びの環境が必要である。

現在までの保育を否定するわけではないが、①年齢や子どもの興味にあった絵本やおもちゃの環境整備、②保・幼・小の接続教育を予測した教育・保育活動、③発達障害をはじめ様々な障害のある子どもと保護者への支援と専門機関との連携など、支援を必要とする親子へ寄り添うことが今後の信頼性をつかむ糸口になるのではないかと推測する。

また、自治体との協働をはじめNPOなど外部団体との交流も保育の活性化につながる。あらゆる手段で子どもの最善の利益を追求する保育・教育への活性化を願う。

## 4. 人材の育成

現状での保育士の保育に対する頑張りは、各園長はじめ努力されていることはあきらかである。しかし、常に精神的・経済的な抑圧を受け、また個の人権まで侵害されてきた保育者・職員の自尊感情を回復しさらに高めることが先決であろう。自己の保育・教育にプライドを持てる人材を育成しなくてはいけない。

職務満足感と精神衛生が関連し、精神衛生は働き手の維持やケアの質にも影響すると言われている。職務満足感やモチベーションは子どもと共に働くことへの意欲関心、同僚とのポジティブな関係性、労働環境と関連している。園長や主任などの管理職のリーダーシップが質の高い保育を保証する。職員が意見を出しやすい雰囲気を作り、日々育ちゆく子どもを中

心に考えることのできる人材と保育環境を整備し、園外保育、おもちゃ、絵本などの欠如を改善し保育・教育に関する教材研究を中心に研修することが必要である。

保育士として学び続けるポジティブな姿勢、質の高さを担保することとともに、それぞれの園を独立した組織として運営するために、園の適正な予算執行や対外交渉など組織のマネジメントができる園長の育成が早急の課題である。

## 5. 従業員教育によるコンプライアンスの徹底

第4の6で指摘したような職員の対応のまずさは、保育園の職員として、保育のプロであれば足りると考える認識の甘さにあると言える。一職員とは言え、特に、園長や主任保育士といった園を代表する立場にある職員については、ただ、保育のプロであれば足りるという意識だけでは十分ではない。社会福祉法人の運営が、自治体などからの公金である補助金により成り立っているということを再度認識させて、不正を発見したならば、これを告発していくなど、積極的な行動が望まれるのに、これが行われなかったことには問題がある。

こうした状況に陥った原因の1つとして、職員の法令遵守にかかる意識が総じて低いところが挙げられる。

ややもすれば、役員などの上部職員が高い規範意識を持っていれば不正は防げると考えがちだが、それでは足りず、一般の職員を含めた全体の底上げが必要である。今後は、今回の不祥事を踏まえ、関連法令、法人定款、内部規程等について、法令の遵守を徹底するための従業員教育として、定期的、随時の研修等をきめ細やかに実施することが必要である。

## 6. 不正を指摘しやすい環境づくり

本調査にあたって、専用メールアドレスを設置したところ、職員からこれまでもっていた不満が多数寄せられた。

なかなか日頃の業務態勢のなかでは、役員や上司の不正を発見したとしても、それを口にすることで不利益を受けるのではないかと考えて、不正の告発にまでは至らないことが一般的である。

コンプライアンスについて、いろいろな方策が検討されている今日においては、法人の外部に、通報窓口を設けるなど、不正を告発しやすい環境作りを行っている企業も多数、存在する。専用メールアドレスに多数の情報が寄せられたことからすると、仮にそうした態勢が整っていたら、今回の不正も起こらなかったか、早期に発見できた可能性は否定できない。

そこで、外部に通報窓口を設けるなど、不正を指摘しやすい環境づくりについても提言したい。

## 第6 むすび

平成20年に認可保育園の規制緩和が進み、企業参入などによる「質」の低下が指摘されてきた。新しい待機児ゼロ作戦の中であまりにも「数」を増やすことのみに主眼を置いたため、以前ほど条件が整わなくても認可されることになっている。

しかし、公的支援を受け、公設民営化などの期待がかかる中、働く女性や住民を裏切った行為は許されるものではない。女性活躍推進法ができた今日、待機児童ゼロ作戦で悩む自治体と保護者を手玉にとり、理事長らが今回のような事件を起こしたことは許されず、深い反省を求めるとともに、今後、理事長と総括園長の暴走を止められなかった役員を一掃し、現場園長・保育士の期待に応える管理体制の構築を切に望むものである。

多くの職員においては、法人設立の趣旨に則り、日々の職務に専念しておられることも事実である。本報告書を一助として、正すべきところは正し、健全に再生していただきたい。

以 上

## 別紙

| 開設年      | NO | 定員  |                                  | 住所                 |
|----------|----|-----|----------------------------------|--------------------|
| S22 7 1  |    |     | 初代理事長「黒石 長光」                     | 姫路市慶雲寺前町6 5 6      |
|          |    |     | 「姫路保育園」 定員30名で設立                 |                    |
| 23 10 1  |    |     | 厚生省認可園                           |                    |
| 42 7 21  | 1  |     | 社会福祉法人「姫路保育園」に変更                 |                    |
| 44 4 16  |    |     | 「黒石 敏雄」理事長就任                     |                    |
| H6 5 25  |    |     | 「J」理事長就任                         |                    |
| 7 11 5   |    |     | 厚生省駅型保育モデル事業「駅前姫路保育園」設置          |                    |
| 9 10 1   |    |     | 特別養護老人ホーム「シスナブ御津」                |                    |
|          |    |     | ケアハウス「マリナグリーン御津」設置・認可            |                    |
|          |    |     | 「シスナブ御津在宅介護支援センター」設置・認可          |                    |
| 10 2 1   |    |     | 「シスナブ御津デイサービス」設置・認可              |                    |
| 13 11 20 |    |     | 法人名称を「姫路保育園」から「夢工房」に変更           |                    |
| 16 4 1   | 3  | 120 | 「幼保連携型認定こども園夢」定員90名（現在120名       | 神戸市東灘区住吉宮町1-2-27   |
|          | 4  | 30  | 「夢保育園分園」定員30名神戸市立遊喜幼稚園内          | 神戸市東灘区住吉宮町1-8-8    |
|          | 5  | 120 | 「夢の園保育園」定員120名尼崎市立猪名寺保育園を移管      | 尼崎市猪名寺2-4-5        |
| 17 4 1   | 6  |     | 「夢の鳥保育園」定員140名豊中市立服部南保育所を移管      | 豊中市立服部南町5-6-9      |
| 10 1     | 7  | 60  | 「浜風夢保育園」定員60名芦屋市浜風小学校内設置・認可      | 芦屋市浜風町1-1          |
| 18 6 1   | 8  | 60  | 「よこはま夢保育園」定員60名設置・認可             | 横浜市都筑区高山6-2-3      |
| 19 4 1   | 9  | 120 | 「山手夢保育園」定員120名設置・認可              | 芦屋市東芦屋町6-10        |
|          | 10 |     | 「西宮夢保育園」定員45名設置・認可               | 西宮市南甲子園1-10-15     |
|          | 11 |     | 「日吉西夢保育園」定員120名横浜市日吉西保育所を移管設置・認可 | 横浜市港北区日吉本町5-74-1   |
|          | 2  | 30  | 「イーグレ姫路保育園」定員30名「駅前姫路保育園」から      | 姫路市本町68イーグレ姫路内     |
| 20 4 1   | 12 | 120 | 「桜保育園」定員120名箕面市立桜保育所を移管          | 箕面市桜2-14-15        |
|          | 13 |     | 「西北夢保育園」定員60名（西宮夢保育園分園）設置・認可     | 西宮市長田町4-8          |
|          |    |     | 「姫路保育園」新築建て替え                    |                    |
| 21 4 1   | 14 | 120 | 「幼保連携型認定こども園さっぽろ夢」定員120名設置・認可    | 札幌市東区北36条東17丁目1-30 |
|          | 15 | 120 | 「ゆめいろ保育園」定員120名設置・認可             | 横浜市鶴見区矢向3-11-48    |

|    |    |   |    |     |                                       |                       |
|----|----|---|----|-----|---------------------------------------|-----------------------|
| 22 | 4  | 1 | 16 | 60  | 「夙川夢保育園」定員60名設置・認可                    | 西宮市北名次町15-27          |
|    |    |   | 17 | 60  | 「夢咲保育園」定員60名設置・認可                     | 芦屋市春日町21-8            |
| 23 | 4  | 1 | 18 | 120 | 「夢花保育園」定員120名設置・認可                    | 目黒区中町2-46-14          |
| 24 | 4  | 1 | 19 | 60  | 「のぞみ夢保育園」定員60名設置・認可                   | 西宮市樋之池町4-21           |
|    |    |   | 20 | 25  | 「桜夢保育園分園」定員25名設置・認可                   | 箕面市萱野5-7-35           |
| 25 | 4  | 1 | 21 | 90  | 「幼保連携型認定こども園しらゆき夢」定員90名設置・認可          | 札幌市東区北46条14-7-2       |
|    |    |   | 22 | 30  | 「つぼみ夢保育園」定員30名設置・認可                   | 西宮市南越木岩町10-15         |
|    |    |   |    | 60  | 「西宮夢保育園」定員増45名→60名                    |                       |
|    |    |   |    | 100 | 「西北夢保育園」増築定員増60名→100名                 |                       |
| 6  | 1  |   |    | 50  | 定期利用保育事業「夢花広場」定員50名開設                 | 目黒区五本木2-20-17         |
| 12 | 23 |   |    |     | 「A」理事長就任                              |                       |
| 26 | 4  | 1 | 23 | 70  | 「高輪夢保育園」定員70名設置・認可                    | 港区高輪3-25-33           |
|    |    |   | 24 | 80  | 「紅葉夢保育園」定員80名設置・認可                    | 箕面市萱野5-7-30           |
|    |    |   | 25 | 20  | 「紅葉夢院内保育所」定員20名                       | 箕面市萱野5-7-1（箕面市民病院内開設） |
|    |    |   |    | 150 | 「夢の鳥保育園」大規模改修定員増140名→150名             |                       |
| 27 |    |   | 26 | 90  | 「保育所型認定こども園下鴨夢」定員90名                  | 京都市左京区下鴨東高木町30        |
|    |    |   |    | 124 | 「日吉夢保育園」定員増120名→124名<br>「日吉西夢保育園」改築改名 | h 27年3月末事業完了予定25年事業実施 |
| 28 | 4  | 1 | 27 | 300 | 「ひろまち保育園」定員300名品川区より運営委託              |                       |
| 6  | 1  |   | 28 | 150 | 「美ら夢保育園」定員150名設置・認可                   | 那覇市安謝1-20-1           |